

令和4年 9月 1日
日向市公告第74号

日向市建設工事共通仕様書

令和 4年 9月

日向市総務部 財政課

日向市建設工事共通仕様書

目次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1	適用	P. 11
1-1-2	用語の定義	P. 11
1-1-3	設計図書の照査等	P. 14
1-1-4	工程表	P. 14
1-1-5	施工計画書	P. 14
1-1-6	コリンズの登録	P. 15
1-1-7	監督員	P. 15
1-1-8	現場技術員	P. 15
1-1-9	工事用地等の使用	P. 16
1-1-10	工事の着手	P. 16
1-1-11	工事の下請負	P. 16
1-1-12	施工体制台帳	P. 16
1-1-13	受注者相互の協力	P. 17
1-1-14	調査・試験に対する協力	P. 17
1-1-15	工事の一時中止	P. 17
1-1-16	設計図書の変更	P. 18
1-1-17	工期変更	P. 18
1-1-18	支給材料及び貸与物件	P. 19
1-1-19	工事現場発生品	P. 19
1-1-20	建設副産物	P. 19
1-1-21	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	P. 20
1-1-22	数量の算出及び完成図	P. 26
1-1-23	品質証明	P. 26
1-1-24	工事完成検査	P. 26
1-1-25	既済部分検査等	P. 27
1-1-26	中間検査	P. 27
1-1-27	部分使用	P. 28
1-1-28	施工管理	P. 28
1-1-29	履行報告	P. 28
1-1-30	工事関係者に対する措置請求	P. 29
1-1-31	工事中の安全確保	P. 29
1-1-32	爆発及び火災の防止	P. 30
1-1-33	後片付け	P. 31

1-1-34	事故報告書	P. 31
1-1-35	環境対策	P. 31
1-1-36	文化財の保護	P. 33
1-1-37	交通安全管理	P. 33
1-1-38	安全対策	P. 35
1-1-39	施設管理	P. 35
1-1-40	諸法令の遵守	P. 35
1-1-41	官公庁への手続き等	P. 38
1-1-42	施工時期及び施工時間の変更	P. 39
1-1-43	工事測量	P. 39
1-1-44	提出書類	P. 39
1-1-45	不可抗力による損害	P. 40
1-1-46	特許権等	P. 40
1-1-47	保険の付保及び事故の補償	P. 41
1-1-48	臨機の措置	P. 41
1-1-49	現場技術者等の腕章の着用	P. 41

以下、第1編 共通編 第2章土工より第10編 道路編は、宮崎県土木工事共通仕様書（令和2年4月）を適用する。

第11編 下水道管きよ編

第12編 建築編

第11編 下水道管きよ編

第1章 管路	P. 44
第1節 適用	P. 44
第2節 適用すべき諸法令及び諸基準	P. 44
1-2-1 適用すべき諸法令	P. 44
1-2-2 適用すべき諸基準	P. 44
第2章 管きよ工(開削)	P. 44
第1節 適用	P. 44
第2節 材料	P. 45
第3節 管路土工	P. 45
2-3-1 施工計画	P. 45
2-3-2 管路掘削	P. 46
2-3-3 管路埋戻	P. 46
2-3-4 発生土処理	P. 46
第4節 管布設工	P. 47
2-4-1 保管・取扱い	P. 47
2-4-2 管布設	P. 47
2-4-3 鉄筋コンクリート管	P. 47
2-4-4 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管	P. 47
2-4-5 既成矩形渠	P. 48
2-4-6 鋳鉄管	P. 48
2-4-7 切断・穿孔	P. 49
2-4-8 埋設物表示テープ	P. 49
2-4-9 マンホール削孔接続	P. 49
第5節 管基礎工	P. 49
2-5-1 砂基礎	P. 49
2-5-2 砕石基礎	P. 49
2-5-3 コンクリート基礎	P. 49
2-5-4 まくら土台基礎	P. 50
2-5-5 はしご胴木基礎	P. 50
第6節 水路築造工	P. 50
2-6-1 既成矩形渠	P. 50
2-6-2 現場打ち水路	P. 50
第7節 管路土留工	P. 50
2-7-1 施工計画	P. 50
2-7-2 木矢板、軽量鋼矢板土留	P. 51
2-7-3 建込み簡易土留	P. 51
2-7-4 鋼矢板、H鋼杭土留	P. 51
2-7-5 親杭横矢板土留	P. 51
2-7-6 支保工	P. 51

第8節	埋設物防護工	-----	P. 52
第9節	管路路面覆工	-----	P. 52
第10節	開削水替工	-----	P. 52
第11節	地下水位低下工	-----	P. 52
第12節	補助地盤改良工	-----	P. 53
第3章	管きょ工(小口径推進)	-----	P. 53
第1節	適用	-----	P. 53
第2節	材料	-----	P. 53
第3節	小口径推進工	-----	P. 54
3-3-1	施工計画	-----	P. 54
3-3-2	保管・取扱い	-----	P. 54
3-3-3	掘進機	-----	P. 54
3-3-4	測量、計測	-----	P. 55
3-3-5	運転、掘進管理	-----	P. 55
3-3-6	作業の中断	-----	P. 55
3-3-7	変状対策	-----	P. 55
3-3-8	管の接合	-----	P. 55
3-3-9	骨材注入	-----	P. 55
3-3-10	仮管併用推進工	-----	P. 55
3-3-11	オーガ掘削推進工	-----	P. 56
3-3-12	泥水推進工	-----	P. 56
3-3-13	挿入用塩ビ管	-----	P. 56
3-3-14	中込め	-----	P. 56
3-3-15	発生土処理	-----	P. 56
第4節	立坑内管布設工	-----	P. 56
第5節	仮設備工	-----	P. 56
3-5-1	坑口	-----	P. 56
3-5-2	鏡切り	-----	P. 56
3-5-3	推進設備等設置撤去	-----	P. 57
3-5-4	支圧壁	-----	P. 57
第6節	送排泥設備工	-----	P. 57
3-6-1	送排泥設備	-----	P. 57
第7節	泥水処理設備工	-----	P. 57
3-7-1	泥水運搬設備	-----	P. 57
3-7-2	泥水運搬処理	-----	P. 57
第8節	推進水替工	-----	P. 58
3-8-1	推進水替工	-----	P. 58
第9節	補助地盤改良工	-----	P. 58
3-9-1	補助地盤改良工	-----	P. 58
第4章	管きょ工(推進工)	-----	P. 58

第1節 適用	-----	P. 58
第2節 材料	-----	P. 58
第3節 推進工	-----	P. 59
4-3-1 施工計画	-----	P. 59
4-3-2 保管・取扱い	-----	P. 59
4-3-3 クレーン設備	-----	P. 59
4-3-4 測量、計測	-----	P. 59
4-3-5 運転、掘進管理	-----	P. 59
4-3-6 管の接合	-----	P. 59
4-3-7 滑材注入	-----	P. 59
4-3-8 沈下測定	-----	P. 60
4-3-9 変状対策	-----	P. 60
4-3-10 作業の中断	-----	P. 60
4-3-11 刃口推進工	-----	P. 60
4-3-12 機械推進	-----	P. 60
4-3-13 泥水推進工	-----	P. 60
4-3-14 土圧推進工	-----	P. 61
4-3-15 泥濃推進工	-----	P. 61
4-3-16 発生土処理	-----	P. 61
4-3-17 裏込め	-----	P. 61
4-3-18 管目地	-----	P. 62
第4節 立坑内管布設工	-----	P. 62
第5節 仮設備工	-----	P. 62
4-5-1 坑口	-----	P. 62
4-5-2 鏡切り	-----	P. 62
4-5-3 クレーン設備組立撤去	-----	P. 62
4-5-4 刃口及び推進設備	-----	P. 62
4-5-5 推進用機器据付撤去	-----	P. 62
4-5-6 推進機発進用受台	-----	P. 63
4-5-7 掘進機据付	-----	P. 63
4-5-8 中押し装置	-----	P. 63
4-5-9 支圧壁	-----	P. 63
第6節 通信・換気設備工	-----	P. 63
4-6-1 通信配線設備	-----	P. 63
4-6-2 換気設備	-----	P. 63
第7節 送排泥設備工	-----	P. 63
4-7-1 送排泥設備	-----	P. 63
第8節 泥水処理設備工	-----	P. 63
4-8-1 泥水処理設備	-----	P. 63
4-8-2 泥水運搬処理	-----	P. 64

第9節 注入設備工	P. 64
4-9-1 添加材注入設備	P. 64
4-9-2 推進水替工	P. 64
4-9-3 補助地盤改良工	P. 64
第5章 管きょ工(シールド)	P. 64
第1節 適用	P. 64
第2節 材料	P. 64
第3節 一次覆工	P. 65
5-3-1 施工計画	P. 65
5-3-2 シールド機器製作	P. 65
5-3-3 掘進	P. 65
5-3-4 覆工セグメント (製作・保管)	P. 66
5-3-5 覆工セグメント (組立て)	P. 66
5-3-6 裏込注入	P. 67
5-3-7 発生土処理	P. 67
第4節 二次覆工	P. 67
5-4-1 二次覆工	P. 67
第5節 空伏工	P. 68
第6節 立坑内管布設工	P. 68
第7節 坑内整備工	P. 68
第8節 仮設備工 (シールド)	P. 68
5-8-1 立坑	P. 68
5-8-2 坑口	P. 68
5-8-3 支圧壁	P. 68
5-8-4 立坑内作業床	P. 68
5-8-5 発進用受台	P. 68
5-8-6 後続台車据付	P. 69
5-8-7 シールド機解体残置	P. 69
5-8-8 シールド機仮発進	P. 69
5-8-9 鏡切り	P. 69
5-8-10 軌条設備	P. 69
第9節 坑内設備工	P. 70
5-9-1 配管設備	P. 70
5-9-2 換気設備	P. 70
5-9-3 通信配線設備	P. 70
5-9-4 スチールフォーム設備	P. 70
第10節 立坑設備工	P. 70
5-10-1 立坑設備	P. 70
5-10-2 電力設備	P. 71
第11節 圧気設備工	P. 71

第12節	送排泥設備工	-----	P. 72
第13節	泥水処理設備工	-----	P. 72
第14節	注入設備工	-----	P. 72
第15節	シールド水替工	-----	P. 72
第16節	補助地盤改良工	-----	P. 72
第6章	マンホール工	-----	P. 72
第1節	適用	-----	P. 72
第2節	材料	-----	P. 72
第3節	標準マンホール工	-----	P. 73
6-3-1	標準マンホール工	-----	P. 73
6-3-2	副管	-----	P. 74
第4節	組立マンホール工	-----	P. 74
6-4-1	組立マンホール工	-----	P. 74
6-4-2	副管	-----	P. 74
第5節	小型マンホール工	-----	P. 75
6-5-1	小型マンホール工	-----	P. 75
第7章	特殊マンホール工	-----	P. 75
第1節	適用	-----	P. 75
第2節	材料	-----	P. 75
第3節	管路土工	-----	P. 76
第4節	躯体工	-----	P. 76
第5節	土留工	-----	P. 78
第6節	路面覆工	-----	P. 78
第7節	補助地盤改良工	-----	P. 78
第8節	開削水替工	-----	P. 78
第9節	地下水位低下工	-----	P. 78
第8章	取付管及びます	-----	P. 78
第1節	適用	-----	P. 78
第2節	材料	-----	P. 79
第3節	管路土工	-----	P. 79
第4節	ます設置工	-----	P. 79
第5節	取付管布設工	-----	P. 79
8-5-1	取付管	-----	P. 79
8-5-2	取付管（推進）	-----	P. 80
第6節	管路土留工	-----	P. 80
第7節	開削水替工	-----	P. 80
第9章	地盤改良工	-----	P. 80
第1節	適用	-----	P. 80
第2節	材料	-----	P. 80
第3節	固結工	-----	P. 80

第10章 付帯工	P. 81
第1節 適用	P. 81
第2節 材料	P. 81
第3節 舗装撤去工	P. 81
第4節 管路土工	P. 81
第5節 舗装復旧工	P. 81
10-5-1 下層・上層路盤工	P. 81
10-5-2 基層・表層	P. 81
第6節 道路付属物撤去工	P. 81
第7節 道路付属物復旧工	P. 82
第8節 殻運搬処理工	P. 82
第11章 立坑工	P. 82
第1節 適用	P. 82
第2節 材料	P. 82
第3節 管路土工	P. 82
第4節 土留工	P. 83
第5節 ライナープレート式土留工及び土工	P. 83
11-5-1 ライナープレート式土留工及び土工	P. 83
11-5-2 ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留	P. 84
11-5-3 ライナープレート埋戻	P. 84
11-5-4 ライナープレート支保	P. 84
11-5-5 ライナープレート存置	P. 84
11-5-6 安全対策	P. 84
第6節 鋼製ケーシング式土留工及び土工	P. 84
11-6-1 鋼製ケーシング式土留工	P. 84
11-6-2 安全対策	P. 85
第7節 地中連続壁工（コンクリート壁）	P. 85
11-7-1 作業床、軌条	P. 85
11-7-2 ガイドウォール	P. 85
11-7-3 連壁掘削	P. 85
11-7-4 連壁鉄筋	P. 85
11-7-5 連壁継手	P. 85
11-7-6 連壁コンクリート	P. 86
11-7-7 プラント・機械組立解体	P. 86
11-7-8 アンカー	P. 86
11-7-9 切梁・腹起し	P. 86
11-7-10 殻運搬処理	P. 86
11-7-11 廃液処理・泥土処理	P. 86
11-7-12 コンクリート構造物取壊し	P. 86
第8節 地中連続壁工（ソイル壁）	P. 86

11-8-1	作業床	P. 86
11-8-2	ガイドトレンチ	P. 87
11-8-3	ソイル壁	P. 87
11-8-4	プラント・機械組立解体	P. 87
11-8-5	アンカー	P. 87
11-8-6	切梁・腹起し	P. 87
11-8-7	殻運搬処理	P. 87
11-8-8	泥土処理	P. 87
11-8-9	コンクリート構造物取壊し	P. 87
第9節	路面覆工	P. 87
第10節	立坑設備工	P. 87
第11節	埋設物防護工	P. 88
第12節	補助地盤改良工	P. 88
第13節	立坑水替工	P. 88
第14節	地下水位低下工	P. 88

第12編 建築編

第1章	適用	P. 89
第1節	適用	P. 89
第2節	適用すべき諸基準	P. 89

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. この建設工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、日向市が発注する土木工事（河川工事、道路工事、その他これらに類する工事。以下「工事」という。）、建築・設備工事に係る、日向市工事請負契約約款（平成 19 年日向市告示第 38 号。以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、この共通仕様書の適用にあたって、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、受注者はこれら監督、検査（完成検査、一部完成検査）にあたっては、日向市財務規則（昭和 42 年日向市規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 116 条及び第 117 条に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 設計書、図面、現場説明書及び質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 契約図書は、相互に補完しあうものとし、契約約款及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
5. 金額抜設計書、図面、現場説明書及び質問回答書若しくは特記仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認して指示**を受けなければならない。
6. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第 26 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
7. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. **監督員**とは、工事請負契約の適正な履行を確保するため、財務規則第 116 条第 1 項の規定により、工事の監督を命じられた職員（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項に規定する監督員を含む。）で、総括監督員及び監督員を総称していう。受注者には、主として監督員が対応する。
2. **総括監督員**とは、工事の監督総括業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、関連工事の調整、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、**段階確認**、工事材料の試験または、**検査**の実施で重要なものの処理を行うとともに、監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
3. **監督員**とは、工事の監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**の処理、工事実施のための詳細図の作成及び交付、または受注者が作成した図面の**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験または、**検査**の実施（重要

なものを除く。)を行い、**設計図書**の変更、工事の一時中止または打切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者への**報告**を行うとともに監督業務の掌理を行う者をいう。

4. **契約図書**とは、契約書、契約約款及び**設計図書**をいう。
5. **設計図書**とは、特記仕様書、金額抜設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. **金額抜設計書**とは、図面及び仕様書に記載した内容を受けて作成した工事目的物に関する施工の方法、材料の仕様、工事費の積算方法を示した図書をいう。
7. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
8. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
9. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
10. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
11. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。
12. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品を含むものとする。
13. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上、必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
14. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
15. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
16. 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
17. 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
18. 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
19. 通知とは、発注者又は監督員（この項において「発注者等」という。）と受注者又は現場代理人（この項において「受注者等」という。）の間で、発注者等が受注者等に対し、又は受注者等が発注者等に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
21. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
22. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
23. 段階確認とは、設計図書において示された施工段階及び監督員の指示した施工途中の段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
24. 完成検査とは、検査員が契約約款第 31 条第 2 項（契約約款第 38 条第 1 項において準用する場合を除く。）の規定に基づいて、受注者が施工した工事目的物と契約図書とを照合して工事の完成（給付の完了）を確認することをいう。
25. 既済部分検査とは、受注者からの請求に基づき、検査員が契約約款第 37 条第 3 項の規定または契約約款第 38 条第 1 項において準用する契約約款 31 条第 2 項の規定に基づいて工事の出来形、工事現場に搬入済の工事材料もしくは製造工場等にある工場製品の出来形または同項に規定する指定部分に係る工事の出来形と契約図書とを照合して工事の一部完成部分を確認することをいう。
26. 中間検査とは、工事の施工途中において、日向市工事検査規程（平成 19 年日向市訓令（甲）第 6 号）に基づき、検査員が工事の出来形、工事現場に搬入済の工事材料もしくは製造工場等にある工場製品の出来形、品質、規格、数量等について設計図書と照合して工事の施工状況を確認することをいい、請負代金の支払は伴わない。
27. 検査員とは、契約約款第 31 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために日向市財務規則第 117 条第 1 項の規定により、工事の検査を命じられた職員（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項に規定する検査員を含む。）をいう。
28. 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質もしくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
29. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
30. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
31. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
32. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
33. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
34. 仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
35. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
36. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
37. S I とは、国際単位系をいう。
38. J I S 規格とは、日本産業規格をいう。また、設計図書の J I S 製品記号は、J I S の国際単

位系（S I）移行（以下「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I Sの製品記号として
いるが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読み替えて使用出
来るものとする。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与するこ
とができる。ただし、この「共通仕様書」、宮崎県が定める「土木工事共通仕様書」、同じく
「土木工事施工管理基準及び規格値」等、市販・公開されているものについては、受注者が
備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号
から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が
確認できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。
なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含
むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または**書面**の追加の要求があつ
た場合は従わなければならない。
ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるも
のとし、監督員からの指示によるものとする。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督員の
承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表について、監督員を経由して発注者に**提出**しな
ければならない。なお、監督員が**指示**した場合、さらに詳細の工程表を作成し**提出**しなければ
ならない。

1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計
画書**を監督員に**提出**しなければならない。ただし、当初の請負代金の額が300万円未満の工
事については、監督員が**指示**する場合を除き、施工計画書の作成を省略することができる。
受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者
は、**施工計画書**に次に掲げる事項について記載しなければならない。また、監督員がその他
の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等
簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 指定機械（使用機械）
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

- (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) その他
2. 受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。
 3. 受注者は、**施工計画書**を提出した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を提出しなければならない。

1-1-6 コリズ(CORINS)への登録

1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**及び**署名**等を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しをただちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。
また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
2. 前項の「10 日以内」に日向市の休日を定める条例（平成 2 年日向市条例第 10 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日は含まない。

1-1-7 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約約款第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-8 現場技術員

1. 受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 現場技術員が監督員に代わり、現場で**立会**等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の**提出**に関し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約約款第 9 条に規定する監督員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否を行う権限は有しない。

- (2) 監督員から受注者に対する**指示**または**通知**等について、現場技術員を通じて行う場合は、監督員から直接**指示**、または**通知**等があったものと同等である。
- (3) 監督員の**指示**により、受注者が監督員に対して行う**報告**または**通知**は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. **設計図書**において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上、受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上、必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは監督員の**指示**に従い復旧のうえ、ただちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-10 工事の着手

受注者は、**設計図書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、請負契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

また、受注者は、元請人と下請負人の関係の適正化を図るため、日向市建設工事元請・下請関係適正化等指導要領によらなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が日向市の建設工事等指名競争入札参加有資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1-1-12 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 31 年 3 月 29 日 国土建第 499～500 号）に従って記載し

た施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に**提出**しなければならない。

2. 前項の受注者は、「国土交通省令」及び「施工体制台帳の作成等について」（平成 31 年 3 月 29 日 国土建第 499～500 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に**提出**しなければならない。

なお、記載すべき内容は、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 30 年 12 月 20 日付け国官技第 62 号、国営整第 154 号）によるものとする。

3. 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に**提出**しなければならない。

1-1-13 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第 2 条の規定に基づき隣接工事、または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-14 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1-1-15 工事の一時中止

1. 発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき次のいずれかに該当する場合には、受注者に対してあらかじめ**書面**をもって**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、

地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-48「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不
適当または不可能となった場合。
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合。
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場
合。
2. 発注者は、受注者が**契約図書**に違反し、または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督員を通じて発注者に**提出し承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、受注者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-17 工期変更

1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する(本項において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員は、その結果を受注者に**通知**するものとする。
2. 受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**するものとする。
4. 受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**するものとする。
5. 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-18 支給材料及び貸与物件

1. 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約約款第 15 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員に**提出**しなければならない。
4. 契約約款第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督員の**指示**によるものとする。
5. 受注者は、契約約款第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
6. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
8. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-19 工事現場発生品

1. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、品質、規格及び数量を記載した現場発生品調書を作成し、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督員に**通知**し、監督員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-20 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督員に**提示**しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針（宮崎県土木部長通知、平成 12 年 4 月 3 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づ

き作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。

5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後すみやかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-21 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 受注者は、**設計図書**にしたがって、工事施工について監督員の**立会**にあたっては、あらかじめ**立会願**を監督員に**提出**しなければならない。
2. 監督員は、工事が**契約図書**どおり、行われているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員による**検査（確認を含む）**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において**立会**及び監督員による**検査（確認を含む）**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
4. 監督員による**検査（確認を含む）**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約約款第9第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料**検査（確認を含む）**に合格した場合であっても、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階**確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、**表1-1「段階確認一覧」**（日向市工事監督技術基準（平成19年日向市告示第36号）別表-3）に示す確認時期、及び監督員が指示する施工段階において、段階**確認**を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階**確認**に係る**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。また、監督員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は段階**確認**を受けなければならない。
 - (3) 段階**確認**は、受注者が臨場するものとし、**確認**した箇所に係る監督員が押印した**書面**を、受注者は保管し**検査**時に**提出**しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
7. 監督員は、**設計図書**に定められた段階**確認**において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

表1-1 段階確認一覧

(重) : 重点監督

種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度
指定仮設工		設置完了時点	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
道路土工 (掘削工) 河川土工 (掘削工)		土(岩)質の変化時点	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		プルフローリング実施時	プルフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層安定処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 (重) 1回/100m
表層安定処理工 矢板工 (任意仮設を除く)	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	1回/1工事 (重) 1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工事 (重) 1回/100m
種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度
表層安定処理工 矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 1回/150枚 (重) 1回/100枚
矢板工 (任意仮設を除く) 既製杭工	鋼矢板 鋼管矢板	打込完了時	基準高、変位	試験矢板+ 1回/150枚 (重)
		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	1回/100枚 試験矢板+ 1回/75枚 (重) 1回/50枚
	鋼管矢板 既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時	基準高、変位	試験矢板+ 1回/75枚 (重) 1回/50枚
		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 1回/10本 (重) 1回/5本
既製杭工 場所打杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭 リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭+ 1回/10本 (重) 1回/5本 1回/10本 (重) 1回/5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 1回/10本 (重) 1回/5本	
場所打杭工 置換工 (重要構造物)	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭	施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 1回/10本 (重) 1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	1回/10本 (重) 1回/5本

	大口径杭	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	
護岸工	法覆工（覆土施 工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来 形）	1回／1工事
護岸工 重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工 （橋台） R C躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 堰本体工 水門工 共同溝本体工	基礎工、根固 工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来 形）	1回／1工事
		土（岩）質の変化時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質変化 毎

種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工 （橋台） R C躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 堰本体工 水門工 共同溝本体工 躯体工 R C躯体工	基礎工、根固 工	床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書と の対比	30%程度／1構造物 （重） 60%程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来 形）	1回／1構造物
		沓座（しゅうざ）の位置 決定時	沓座位置	1回／1構造物
床版工	基礎工、根固 工	鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書と の対比	30%程度／1構造物 （重）60%程度／1 構造物
鋼橋	基礎工、根固 工	仮組立完了時（仮組立が 省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	（重） 1回／1構造物
ポストテンションT （I）桁製作工 プレキャストブロッ ク桁組立工 プレビューム桁製作工 P Cホロスラブ製 作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出箱桁製作工 床版・横組工	基礎工、根固 工	プレストレスト導入完 了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	5%程度／総ケー ブル数 （重） 10%程度／総ケー ブル数
ポストテンションT （I）桁製作工 プレキャストブロッ	基礎工、根固 工	プレストレスト導入完 了時 横締め作業導入完了時	設計図書との対比	10%程度／総ケー ブル数 （重）

ク桁組立工 プレビーム桁製作工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押出箱桁製作工 床版・横組工 トンネル掘削工				20%程度/総ケーブル数
		P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	30%程度/1構造物 (重) 60%程度/1構造物
		土 (岩) 質の変化時	土 (岩) 質、変化位置	1回/土 (岩) 質変化毎
トンネル支保工	基礎工、根固工	支保工完了時 (支保工変更毎)	吹付けコンクリート厚、ロックボルト打込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工	基礎工、根固工	施工時 (構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
トンネルインバート工	基礎工、根固工	鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
電気通信設備工	電気通信設備機器製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状、寸法、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事
電気通信設備工	電気通信設備機器製作工	現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事
機械設備工	施設機械製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状、寸法、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事

種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度	
機械設備工 建築工事	施設機械製作工 大口徑ポンプ製作工	現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事	
		工場製作完了時	外観、構造、形状、寸法、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事	
	大口徑ポンプ製作工 土工	仮組立時	状態	1回/1工事 (重) 2回/1工事	
		現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	1回/1工事 (重) 2回/1工事	
		掘削時	支持地盤の状況 (根切り底の土質及び深さ) 障害物の処理	1回/1工事 (重) 1回/300㎡	
建築工事 電気設備工事 (建築付帯工事)	地業	杭施工時	使用材料 (材種、規格、杭径、長さ) 支持地盤への貫入、掘削深さ 杭心づれ・杭頭位置の高低に対する処理	試験杭+ 1回/10本 (重) 1回/5本	
			鉄筋	配筋、組立完了時	使用材料 (規格、強度、直径) 配筋状況 (本数、ピッチ、定着長さ) 型枠状況 (スペーサー配置、数量、かぶり厚さ)
	鉄筋 コンクリート	圧接完了時			圧接部の外観、強度 不合格となった圧接部の措置
		施工時		使用材料、強度、スランプ、空気量、塩分量、不良部分 (ジャンカ等) の処理状況	1回/1階 (重) 1回/300㎡
	鉄骨	工場製作完了時	使用材料、形状、寸法、	1回/1節	

	鉄骨 仕上げ	建方完了時	溶接状況 アンカーボルトの寸法・埋込み長さ 建方の寸法誤差 ボルト接合・現場溶接の状況	1回/1節
		施工時	使用材料（材種、調合）、形状、寸法 施工状況（下地の状況、処理方法）	1回/1工事 (重) 1回/1階
	配管配線工事	施工時	使用機材、経路、位置、納まり、支持、間隔、固定	1回/1工事 (重) 1回/1階
電気設備工事 (建築付帯工事)	架空配線・地中配線	施工時	使用機材、建柱、装柱、架線、掘削、埋戻し、接続	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	接地工事	施工時	使用機材、埋設、接地線及び保護管、接続	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	機器工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事

種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度
電気設備工事 (建築付帯工事)	受変電設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事
電気設備工事 (建築付帯工事)	自家発電設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	中央監視制御設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	計装設備工事	施工時	使用機材、位置、支持、固定、組立、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	昇降機設備工事	施工時	使用機材、固定、据付状況	1回/1工事 (重) 2回/1工事
機械設備工事 (建築付帯工事)	配管工事	施工時	使用材料、接合状況、埋設深さ、勾配、固定状態	1回/1工事 (重) 1回/1階
	ダクト工事	施工時	使用材料、接合状況、固定、収まり状態、貫通部処理	1回/1工事 (重) 1回/1階
	保温・塗装工事	施工時	使用材料、施工順序（塗装回数）、隠蔽部仕うえ、げ状態	1回/1工事 (重) 1回/1階
	機器工事	施工時	使用機材（仕様、性能、形状）、基礎部分、据付状態	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	自動制御工事	施工時	使用機材、据付状況、動作・作動確認	1回/1工事 (重) 2回/1工事
	ガス工事	施工時	使用機材、埋設深さ、接合状況、固定、据付状態	1回/1工事 (重) 1回/1階
下水道工事 共通	指定仮設工	設置前	使用材料、長さ、品質等	適宜

		設置完了時	基準高、幅、長さ、深さ等	適宜
管きょ工 (開削)	管路土留工	掘削完了時	土留の設置状況、基礎地盤の状況	1回以上/1工事
	管基礎工	基礎完了時	厚さ、幅、締固状況	1回以上/1工事
	管布設工	施工前	基準となる中心線、水準点	1回以上/1工事
管きょ工 (開削)	管布設工	管きょ据付完了時 (自然流下管) (圧送管)	管中心線、管底高、継手状況、埋設シート	1回以上/1工事
			土被り、継手状況	1回以上/1工事
	管路土工	埋戻し時	埋戻し転圧状況・巻出し厚等	1回以上/1工事
管きょ工 (推進)	管推進工	推進開始時	推進機械設置高、基準となる中心線、水準点、鏡切状況	1回以上/1工事
		裏込め施工時	充填状況 空袋数量	1回以上/1工事 全数
	管推進工	推進完了時	管中心線、管底高、管径	1回以上/1工事
管きょ工(推進)	立坑内管布設工	鉄筋組立完了時	組立寸法、配筋	1回以上/1工事
	補助地盤改良工	施工前	注入箇所、注入ピッチ	全箇所

種 別	細 別	段階確認時期	段階確認項目	段階確認の頻度
管きょ工(推進)	補助地盤改良工	施工中	削孔および注入長	1本以上/1工事
			ゲルタイム	1回以上/1工事
		施工完了時	注入効果	全箇所
			空袋数量	全数
管きょ工 (シールド)	一次覆工	推進開始時	推進機械設置高、鏡切り状況	1回以上/1工事
		施工中	セグメント組立状況	適宜
		一次覆工完了時	管中心線、管底高、管径	1回以上/1工事
	二次覆工	二次覆工完了時	管中心線、管底高、管径	1回以上/1工事
マンホール工	組立マンホール工 小型マンホール工	据付時	マンホール位置、削孔、足掛金物の位置	1回以上/1工事
特殊マンホール工	躯体工	鉄筋組立完了時	組立寸法、配筋	1箇所以上/1工事
		埋戻し前	躯体寸法、基準高	1箇所以上/1工事
付帯工	道路復旧工 (路盤)	施工完了時	幅、厚さ、締固密度、プルフローリング実施状況	1回以上/1工事

注・表中の「種類」で記載のない工種は、類似のものを参考とするものとする。

・表中の「程度」は確認の頻度の目安であり、2段書きの上段は重点工事以外の工事を、下段は次に掲げる重点工事をいう。実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案のうえ設定するものとする。

- 1)主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
- 2)施工条件が厳しい工事
- 3)第三者に対する影響がある場合
- 4)その他

1-1-22 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、宮崎県が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」を満たしていれば、設計図書の変更の対象としないものとする。
なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3. 受注者は、出来形測量の結果及び**設計図書**に従って完成図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

1-1-23 品質証明

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び**検査**（完成、一部完成、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質**確認**を行い、**検査**時にその結果を所定の様式により**提出**しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内のものである。また、検査員が**検査**時に**立会**いを求めた場合、品質証明員は**検査**に**立会**わなければならない。
- (3) 品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、**施工計画書**の現場組織表に明記し、**書面**により、氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事完成届を監督員に**提出**する際には、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料等の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 監督員は、**工事検査**に先立って、受注者に対して**検査**日を**通知**するものとする。
4. 検査員は、監督員及び受注者または現場代理人及び主任技術者、監理技術者または専門技術者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる**検査**を行うものとする。

する。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの**検査**

(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等の**検査**

5. 受注者は、契約約款第 31 条第 2 項の規定に基づき、破壊または掘削を行うことができるよう**準備**しなければならない。
6. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
7. 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から補修完了の**確認**の日までの期間は、契約約款第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
8. 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-21「監督員による検査（確認を含む）及び立会等」第 3 項の規定を準用する。

1-1-25 既済部分検査等

1. 受注者は、契約約款第 37 条第 2 項の部分払の**確認**の請求を行った場合、または、契約約款第 38 条第 1 項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる**検査**を受けなければならない。
2. 受注者は、契約約款第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の**検査**を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる**検査**を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの**検査**
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして**検査**
4. 受注者は、検査員の**指示**による修補については、1-1-24 の第 6 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査については、1-1-21「監督員による検査（確認を含む）及び立会等」第 3 項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して**検査日**を**通知**するものとする。

1-1-26 中間検査

1. 受注者は、「日向市工事検査規程」に基づく、中間**検査**を受けなければならない。
2. 中間**検査**の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して、中間**検査**を実施する旨及び**検査日**を、監督員を通じて事前に**通知**するものとする。
3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次に掲げる**検査**を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの**検査**
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして**検査**
4. 受注者は、検査員の指示による修補については、1-1-24「工事完成検査」第 6 項の規定にしたがうものとする。
5. 受注者は、当該中間検査については、1-1-21「監督員による検査（確認を含む）及び立会

等」第3項の規定を準用する。

1-1-27 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間**検査**または総括監督員による品質及び出来形等の**検査（確認を含む）**を受けるものとする。

1-1-28 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後はすみやかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の**承諾**を得て省略することができるものとする。
4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には、ただちに監督員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働条件の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、ただちに監督員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。
8. 受注者は、宮崎県が土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行ってその記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-1-29 履行報告

受注者は、契約約款第 11 条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

1-1-30 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-31 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 29 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日施行）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用について設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
10. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割当て、次に掲げるもののうちから実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

（1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

- (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、監督員に**提出**しなければならない。
 12. 受注者は、工事完了時の安全に関する研修・訓練等の実施結果資料の**提出**にあたっては、実施状況写真、実施内容、出席者名簿、諸規定、法令の関係項目の研修プログラム及び研修資料の写し等を共通仕様書で定める他の資料とともに添付し、監督員の請求があった場合は、ただちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
 13. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、工事中の安全を確保しなければならない。
 14. 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
 15. 発注者が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
 16. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 17. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、ただちに監督員及び関係機関に**通知**しなければならない。
 18. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。
 19. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**報告**し、その処置については占有者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。
 20. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、ただちに監督員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-32 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、ただちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

- (2) 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、火気の使用については、次に掲げる規定によらなければならない。
- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-33 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、**検査終了後撤去するものとする**。

1-1-34 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、ただちに監督員に**通報**するとともに、監督員が**指示する様式**（工事事務報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-35 環境対策

- 1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、ただちに応急措置を講じ監督員に**報告**し、監督員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等、明確にしておくとともに状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
- 3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を**提示**しなければならない。
- 4. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す一般工事中用建設機械を使用する場合、および

トンネル坑内作業にあたり表1-3に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改定平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用できるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1-2

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・ 発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニ ャット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーン とは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニッ トを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油 圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオー ーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーシ ョンドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型 オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以 下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定め られている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を 受けているものは除く。

表1-3

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭 載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定め られている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を 受けているものは除く。

5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年

3月30日改正)によって、低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日)に基づき、指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。

6. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。

なお、集計および提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督員と協議するものとする。

1-1-36 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、ただちに工事を中止し監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-37 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。また、ダンプトラック等による過積載等の防止のため、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 工事用資材等積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益

を不当に害することのないようにすること。

- (4) さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (6) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月 14 日改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
 5. 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
 6. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に**提出**しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督員が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
 7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
 8. 受注者は、他の受注者と工事用道路を共用する必要がある場合においては、関連する受注者と緊密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
 9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
 10. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
 11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、「道路交通法施行令」（令和元年 9 月 26 日改正 政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可

を得ていることを確認しなければならない。

表1-4 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t)、1.8m以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-38 安全対策

1. 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、一般交通に支障をきたすことを未然に防ぎ、もって公共工事の円滑な執行に資することを理解し、適正に工事を実施しなければならない。
2. 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。
3. 受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真及び交通整理員の雇用実績を所定の様式により、その他の資料と併せて提出しなければならない。

1-1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第 33 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもって不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約約款第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 会計法 | (令和元年5月改正 法律第16号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正 法律第14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (令和4年3月改正 法律第12号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (10) 健康保険法 | (令和3年6月改正 法律第66号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和4年3月改正 法律第12号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (令和3年6月改正 法律第69号) |
| (14) 道路法 | (令和3年3月改正 法律第9号) |
| (15) 道路交通法 | (令和4年4月改正 法律第32号) |
| (16) 道路運送法 | (令和2年6月改正 法律第36号) |
| (17) 道路運送車両法 | (令和4年3月改正 法律第4号) |
| (18) 砂防法 | (平成22年3月改正 法律第20号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (20) 河川法 | (令和3年5月改正 法律第31号) |
| (21) 海岸法 | (平成30年12月改正 法律第95号) |
| (22) 港湾法 | (令和4年3月改正 法律第7号) |
| (23) 港則法 | (令和3年6月改正 法律第53号) |
| (24) 下水道法 | (令和3年5月改正 法律第31号) |
| (25) 航空法 | (令和3年6月改正 法律第65号) |
| (26) 公有水面埋立法 | (平成26年6月改正 法律第51号) |
| (27) 軌道法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |
| (28) 森林法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |
| (29) 環境基本法 | (令和3年5月改正 法律第36号) |
| (30) 火薬類取締法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (31) 大気汚染防止法 | (令和2年6月改正 法律第39号) |
| (32) 騒音規制法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (33) 水質汚濁防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (34) 湖沼水質保全特別措置法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (35) 振動規制法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (36) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 | |

- (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (37) 文化財保護法 (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)
- (38) 砂利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)
- (39) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
- (40) 消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (41) 測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (42) 建築基準法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 44 号)
- (43) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (45) 土壌汚染対策法
(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (46) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (47) 海上交通安全法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)
- (48) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)
- (49) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)
- (50) 船員法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)
- (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)
- (52) 船舶安全法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)
- (53) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)
- (54) 自然公園法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)
- (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)
- (57) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
- (58) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (59) 漁業法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)
- (60) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (61) 空港法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (63) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (64) 航路標識法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律
(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
- (67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (68) 所得税法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号)
- (69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)

- (70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)
- (72) 電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (75) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(令和元年 6 月改正 法律第 35 号)
- (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (82) 中小企業退職金共済法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
- (83) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)
- (84) 酸素欠乏症等防止規則 (令和 4 年 4 月 厚生労働省令第 82 号)
- (85) 景観法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 23 号)

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には、ただちに監督員に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

1-1-41 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に**報告**しなければならない。
4. 受注者は、諸手続に係る**許可**、**承諾**等を得たときは、その**書面**の写しを監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

6. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
8. 受注者は、地方機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に**事前報告**のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1-1-42 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した**書面**によって監督員に**提出**しなければならない。

1-1-43 工事測量

1. 受注者は、工事着手後ただちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に**報告**し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に**報告**し**指示**に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工にあたり損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
6. 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事中用基準面を基準として行うものとする。

1-1-44 提出書類

1. 受注者は、**提出書類**を工事請負契約関係の書式集に基づいて、監督員に**提出**しなければならない。

ない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

2. 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-45 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後ただちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、ただちに監督員に工事災害通知書により報告するものとする。
2. 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④その他設計図書で定めた基準
 - (3) 強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
 - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-31「工事中の安全確保」及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-46 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨、明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者は

これを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-47 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

1-1-48 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に**報告**しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-49 現場技術者等の腕章の着用

1. 現場における責任の自覚と意識の向上、並びに現場作業員及び一般住民からみた責任者の明確化を目的として実施する。
2. 対象者は、現場代理人と監理技術者または主任技術者とする。
3. 腕章の仕様は下記「腕章の仕様」のとおりとする。また着用箇所は腕の見やすい場所を原則とする。
なお、腕章の他にも名札も着用することが望ましい。
4. 現場代理人が監理技術者または主任技術者を兼務する場合は現場代理人の腕章を着用する。

腕章の仕様

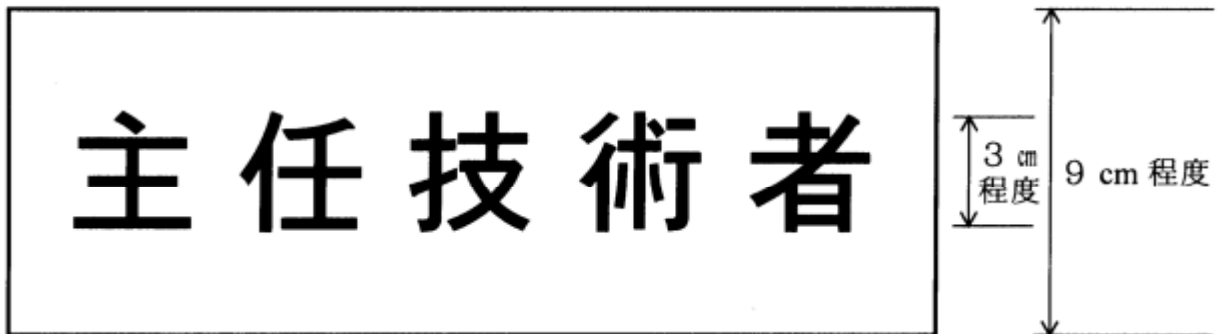
(監督員が受注者と協議する腕章の仕様は下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



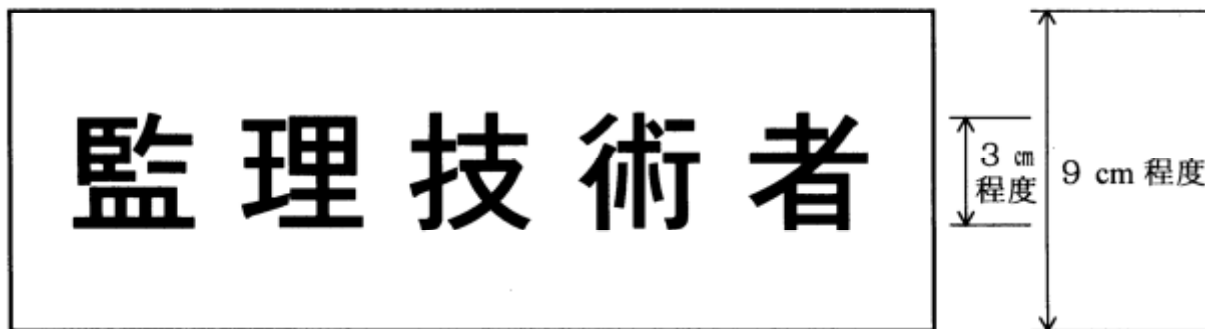
- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は黄色地に文字は黒を原則とする。

例：主任技術者の場合



- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。

例：監理技術者の場合



- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可
2. 既に使用の腕章で、類似品も可
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。

第11編 下水道管きょ編

第1章 管路

第1節 適用

本章は、管路工事における管きょ工（開削）、管きょ工（小口径推進）、管きょ工（推進）、管きょ工（シールド）、マンホール工、特殊マンホール工、取付管及びます工、地盤改良工、付帯工、立坑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸法令及び諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の諸法令及び基準並びに関係通達類によらなければならない。

1-2-1 適用すべき諸法令

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、**第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-40 諸法令の遵守**に定めるとおりである。

1-2-2 適用すべき諸基準

1. 下水道以外に関する工種については、宮崎県土木工事共通仕様書（令和2年4月）の各編に記載の基準を適用する。

日本下水道協会	下水道工事必携（案）	（2021年版）
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	（2019年版）
日本下水道協会	下水道維持管理指針	（2014年版）
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	（2004年版）
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	（2014年版）
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	（2010年版）
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	（2016年版）
日本下水道協会	管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン（案）	（2017年版）

第2章 管きょ工（開削）

第1節 適用

1. 本章は、管きょ工（開削）として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、開削水替工、地下水低下工、補助地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料が次に掲げる規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 鉄筋コンクリート管 | JSWAS A-1(下水道用鉄筋コンクリート管)
JSWAS A-5(下水道用鉄筋コンクリート卵形管)
JSWAS A-9(下水道用台付鉄筋コンクリート管) |
| (2) 硬質塩化ビニル管 | JSWAS K-1(下水道用硬質塩化ビニル管)
JSWAS K-3(下水道用硬質塩化ビニル卵形管)
JSWAS K-4(下水道用高剛性硬質塩化ビニル卵形管)
JSWAS K-5(下水道用高剛性硬質塩化ビニル管)
JSWAS K-13(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管) |
| (3) 強化プラスチック複合管 | JSWAS K-2(下水道用強化プラスチック複合管) |
| (4) レジンコンクリート管 | JSWAS K-11(下水道用レジンコンクリート管) |
| (5) ポリエチレン管 | JSWAS K-14(下水道用ポリエチレン管)
JSWAS K-15(下水道用リブ付ポリエチレン管) |
| (6) 鋼管 | JIS G 3443(水輸送用塗覆装鋼管)
JIS G 3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)
JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管) |
| (7) 鋳鉄管 | JSWAS G-1(下水道用ダクタイトル鋳鉄管)
JIS G 5526(ダクタイトル鋳鉄管)
JIS G 5527(ダクタイトル鋳鉄異形管) |

2. 受注者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料については、使用前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第3節 管路土工

2-3-1 施工計画

1. 受注者は、管渠工（開削）の施工にあたって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況（地下水位、井戸）、沿線家屋及び地下埋設物等その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、掘削にあたって、事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試掘調査の結果に基づいて路線の中心線、マンホールの位置、埋設深、勾配等を**確認**しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督員と**協議**のうえ、試験掘を行い、本工事における地下埋設物の事故防止に努めなければならない。
3. 受注者は、工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、**設計図書**に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。
4. 受注者は、掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。

5. 受注者は、「酸素欠乏症等防止規則」等の関係法令に従い、作業開始前と作業中は、酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無について常時計測を行わなければならない。

2-3-2 管路掘削

1. 受注者は、管路掘削の施工にあたっては、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地状況により安全な工法をもって**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
2. 受注者は、床掘仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、床掘箇所湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
4. 受注者は、構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤のゆるみ、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と**協議**のうえ防護措置を行わなければならない。

2-3-3 管路埋戻

1. 受注者は、埋戻し材料について、良質な土砂又は**設計図書**で指定されたもので監督員の**承諾**を得たものを使用しなければならない。
2. 受注者は、埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋め戻し、管渠その他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂**30cm**までは注意しなければならない。
4. 受注者は、埋戻しの施工にあたっては、**設計図書**に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締め固めなければならない。
5. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚は**20cm**以下を基本として埋め戻さなければならない。
6. 受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には、施工前に排水しなければならない。
7. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。
8. 受注者は、掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との**協議**に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。
9. 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

2-3-4 発生土処理

1. 受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。また仮置きを行う場合は、土

砂の飛散防止の措置を講じなければならない。

2. 受注者は、残土処理工においては、第1篇 共通編 第2章 土工 2-3-7 作業残土処理工の規定によるものとする。

第4節 管布設工

2-4-1 保管・取扱い

1. 受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。
2. 受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。
3. 受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止するための措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。
4. 受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取り扱い、放り投げるようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。
5. 受注者は、管の吊下し及び据付けについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

2-4-2 管布設

1. 受注者は、管の布設にあたり、所定の基礎を施した後に、原則として上流の方向に受け口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、管きよの勾配に関して、設計図書に基づき厳密に施工しなければならない。また、既設部分への接続に対しては、必ず既設マンホールの管底高及びその地盤高の測量を行い、設計図書と照査し、監督員に報告しなければならない。

2-4-3 鉄筋コンクリート管

1. 受注者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 管接合前、受け口内面をよく清掃し、すべり材を塗布し、容易に差込みうるようにしたうえ、差し口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるよう印をつけておかななければならない。
 - (2) 管の接合部は、原則として曲げて施工してはならない。
 - (3) 使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。なお、確認済みのゴム輪の保管は、暗所に保存し屋外に野積みしてはならない。

2-4-4 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管

1. 受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管の布設にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。

- (1) ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着しなければならない。
- (2) ゴム輪接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は、乾いた布で清掃しなければならない。
- (3) ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差し口管に均一に塗り、管軸に合わせて差し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ(薄板ゲージ)で確認しなければならない。
また、管の挿入については、挿入機または棒を使用しなければならない。
- (4) 滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。
- (5) 接着接合においては、差し口管の外表面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭きとり、差込み深さの印を直管の外表面に付けなければならない。
- (6) 接着接合において、接着剤を受け口内面及び差し口外面の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また、塗布後水や泥がつかないように十分注意しなければならない。
- (7) 接着剤塗布後は、素早く差し口を受け口に挿入し、所定の位置まで差し込み、そのまま暫く保持する。なお、呼び径 200 以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等による叩込みはしてはならない。
- (8) 接着直後は、接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。
- (9) 圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。

2-4-5 既成矩形渠

既成矩形渠の施工については、第 10 編 道路編 第 1 章 道路改良 第 9 節 カルバート工 1-9-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

2-4-6 鋳鉄管

1. 受注者は、鋳鉄管の布設にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 配管作業(継手接合を含む)に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。
 - (2) 管の運搬及び吊下しは特に慎重に行い管に衝撃を与えてはならない。また、管の据付けにあたっては、管内外の泥土や油等を取り除き製造所マークを上にし、管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。
 - (3) メカニカル継手の継手ボルト締め付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締め付けなければならない。また、曲管については、離脱防止継手もしくは管防護を施さなければならない。
 - (4) 配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また、水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取り外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。

2-4-7 切断・穿孔

1. 受注者は、管の切断及び穿孔にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート管、陶管及びダクタイル鋳鉄管を切断・穿孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。
 - (2) 硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・穿孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って木工のこぎり、金切りのこぎり等で切断・穿孔面の食違いを生じないように切断しなければならない。なお、切断・穿孔面に生じた食違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グラインダー・やすり等を用いて規定（15° ～ 30°）の面取りをしなければならない。

2-4-8 埋設物表示テープ

受注者は、本管の埋戻しに際し、**設計図書**に基づき、管の上部に埋設物表示テープを布設しなければならない。埋設物表示テープは、埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。

2-4-9 マンホール削孔接続

1. 受注者は、マンホールとの接合にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - (2) 既設部分への接続に対しては必ず、既設管底及びマンホール高さを測量し、設計指示高さとの照査をして監督員に**報告**しなければならない。
 - (3) 接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。
 - (4) 受注者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査をおこなわなければならない。

第5節 管基礎工

2-5-1 砂基礎

受注者は、砂基礎を行う場合、**設計図書**に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締め固めた後、管布設を行い、さらに砂を敷き均し締め固めを行わなければならない。なお、砂は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締め固めなければならない。

2-5-2 碎石基礎

受注者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷き均し、十分に突き固め所定の寸法に仕上げなければならない。

2-5-3 コンクリート基礎

受注者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、十分締め固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

2-5-4 まくら土台基礎

受注者は、まくら土台基礎及びコンクリート土台基礎を行う場合、まくら木は、皮をはいだ生松丸太の太鼓落し及びコンクリート製のまくら木を使用しなければならない。施工にあたっては、まくら木による集中荷重発生を防止するため、基礎面及び管の下側は十分に締め固めなければならない。

2-5-5 はしご胴木基礎

受注者は、はしご胴木基礎を行う場合、材料は皮をはいだ生松丸太の太鼓落としを使用しなければならない。胴木は端部に切欠きを設け、所定のボルトで接合して連結しなければならない。また、はしご胴木を布設した後、まくら木の天端まで碎石を充填し、十分に締め固めなければならない。

第6節 水路築造工

2-6-1 既成矩形渠

既成矩形渠の施工については、第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 2-3-28 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

2-6-2 現場打ち水路

1. 受注者は、現場打ち水路の施工にあたり、第10編 道路編 第1章 道路改良 第10節 小型水路工 1-10-7 場所打ち水路工及び次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 現場打ち水路工の均しコンクリートの施工にあたり、沈下、滑動、不陸等が生じないようにしなければならない。
 - (2) 目地材及び止水板の施工にあたり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

第7節 管路土留工

2-7-1 施工計画

1. 受注者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
2. 受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺的环境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、方法及び作業時間を定めなければならない。
3. 受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
4. 受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
5. 受注者は、工事進捗にともなう腹起し・切梁の取外し時期については、施工計画書において十分検討し施工しなければならない。

6. 受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のあるときは、すみやかに対策を講じなければならない。

2-7-2 木矢板、軽量鋼矢板土留

1. 受注者は、建込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留の施工にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下 20cm 程度貫入させねばならない。
 - (2) バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。
 - (3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。
 - (4) 建込法線が不揃いとなった場合は、一旦引き抜いて再度建て込むものとする。
 - (5) 矢板は、原則として埋戻しが完了した高さ分を静的に引き抜くこと。
 - (6) 矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。
 - (7) 矢板は、引き抜きにより近接構造物に被害を及ぼすおそれがある場合には、残置又は引抜きの延期について監督員と協議すること。

2-7-3 建込み簡易土留

受注者は、建込み簡易土留の施工にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。

- (1) 建込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。
- (2) 土留め背面に間隙が生じないよう切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、建て込みを行わなければならない。
- (3) 建込み簡易土留材の引き抜きは締固め厚さごとに引き抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。
- (4) バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。

2-7-4 鋼矢板、H鋼杭土留

鋼矢板、H鋼杭土留の施工については、第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 2-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。

2-7-5 親杭横矢板土留

親杭横矢板土留の施工については、前項の規定によるものとする。

2-7-6 支保工

受注者は、土留支保工の施工にあたり、次に掲げる規定によらなければならない。

- (1) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
- (2) 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中にゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- (3) 土留支保工の取付けにあたっては、各部材が一様に働くように締め付けを行わなければならない。

- (4) 土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

第8節 埋設物防護工

1. 受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、**設計図書**、地下埋調整事項、各種埋設物管理図ならびに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。
2. 受注者は、確認した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。
3. 受注者は、工事に関係する埋設物をあらかじめ管理者から指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。
なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。
4. 受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかななければならない。
5. 受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。
6. 受注者は、埋設物を損傷するおそれがある範囲内で、路面取り壊し又は掘削を行う場合、人力により慎重に施工するものとし、埋設物に衝撃を与える機械類を使用してはならない。また、掘削から埋戻し後に、掘削した周囲の地盤の緩み、沈下等が生じないように注意し、かつ、埋設物が損傷しないようにしなければならない。

第9節 管路路面覆工

1. 管路路面覆工の施工については、**第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 2-10-4 路面覆工**及び次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、覆工板の受桁と埋設物保護の為の吊桁を兼ねて施工してはならない。
 - (2) 受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。

第10節 開削水替工

1. 開削水替工の施工については、**第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 2-10-7 水替工**及び次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水をしなければならない。
 - (2) 受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに不測の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかななければならない。

第11節 地下水位低下工

1. 地下水位低下工の施工については、**第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮**

設工 2-10-8 地下水位低下工及び次に掲げる規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
- (2) 受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかねばならない。
- (3) 受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。
- (4) 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、**河川法、下水道法**の規定に基づき、当該管理者に**届出**あるいは**許可**を受けなければならない。
- (5) 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

第12節 補助地盤改良工

1. 補助地盤工の施工については、**第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 2-7-9 固結工**及び次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

第3章 管きょ工(小口径推進)

第1節 適用

本章は、管きょ工（小口径推進）として各種小口径推進工（仮管併用推進工、オーガ掘削推進工、小口径泥水推進工、オーガ掘削鋼管推進工）、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、汚泥処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者は、使用する下水道用資材が次に掲げる規格に適合するものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート管 JSWAS A-6(下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管)
 - (2) 鋳鉄管 JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)
 - (3) 硬質塩化ビニル管 JSWAS K-6(下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)
 - (4) レンジコンクリート管 JSWAS K-12(下水道推進工法用レンジコンクリート管)

- (5) 鋼管
 - JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3455(高圧配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3456(高温配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3457(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3460(低温配管用鋼管)
 - JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

(6) 強化プラスチック FRPM K201J(下水道推進工法用強化プラスチック複合管)

2. 受注者は、小口径推進の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第3節 小口径推進工

3-3-1 施工計画

1. 受注者は、推進工事の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、掘削箇所において、事前に土質の変化及び捨て石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督員と土質・立坑位置・工法等について**協議**しなければならない。

3-3-2 保管・取扱い

1. 受注者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取り扱わなければならない。
2. 受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。
3. 受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたり、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取り扱わなければならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。
4. 受注者は、管の吊下しについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

3-3-3 掘進機

1. 受注者は、掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。
2. 受注者は、仮管、ケーシング及びスクリーコンベア等の接合については、十分な強度を有するボルト等で緊結し、緩みがないことを**確認**しなければならない。
3. 受注者は、基本的に位置・傾きを正確に測定でき、容易に方向修正が可能な掘進機を使用しなければならない。また、掘進機は、変形及び摩耗の少ない堅牢な構造でなければならない。

3-3-4 測量、計測

1. 受注者は、小口径掘進機を推進管の計画高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。
2. 受注者は、掘進中、常に掘進機の方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。
3. 受注者は、掘進時には**設計図書**に示した管底高、方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。
4. 受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、管きよの勾配に関して設計図書等に基づき厳密に施工しなければならない。また、既設部分の接続に対しては、必ず既設マンホールの管底高及びその地盤高の測量を行い、設計図書と照査し、監督員に報告しなければならない。

3-3-5 運転、掘進管理

1. 受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知したものでなければならない。
2. 受注者は、掘進機の操作にあたり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。
3. 受注者は、掘進管理において地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。

3-3-6 作業の中断

受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。

3-3-7 変状対策

受注者は、推進作業中に異常を発見した場合には、すみやかに応急措置を講じるとともに、ただちに監督員に**報告**しなければならない。

3-3-8 管の接合

受注者は、管の接合にあたり、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つよう施工しなければならない。

3-3-9 滑材注入

受注者は、滑材注入にあたり、注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。

3-3-10 仮管併用推進工

1. 受注者は、誘導管推進において土の締付けにより推進不能とならないよう、推進の途中で中断せず、すみやかに到達させなければならない。
2. 受注者は、推進管推進時においてカッタースリットからの土砂の取込み過多とならぬよう、

スリットの開口率を土質、地下水圧に応じた調整しなければならない。

3-3-11 オーガ掘削推進工

受注者は、推進管を接合する前に、スクリーコンベアを推進管内に挿入しておかなければならない。

3-3-12 泥水推進工

1. 受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。
2. 受注者は、泥水推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水位を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。

3-3-13 挿入用塩ビ管

受注者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は、計画線に合うようにスペーサ等を取り付け固定しなければならない。

3-3-14 中込め

受注者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。

3-3-15 発生土処理

受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。またこの場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

第4節 立坑内管布設工

立坑内管布設工については、第2章第4節管布設工及び第5節管基礎工の規定によるものとする。

第5節 仮設備工

3-5-1 坑口

1. 受注者は、発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。
2. 受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。
3. 受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所止水に努めなければならない。

3-5-2 鏡切り

受注者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。

ない。

3-5-3 推進設備等設置撤去

1. 受注者は、推進設備を設置する場合、土質・推進延長等の諸条件に適合したものを使用し設置しなければならない。
2. 受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。
3. 受注者は、推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した能力のものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。

3-5-4 支圧壁

1. 受注者は、支圧壁について管の押込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。
2. 受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

第6節 送排泥設備工

3-6-1 送排泥設備

1. 受注者は、切羽の安定、送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。
2. 受注者は、送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け、掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。
3. 受注者は、送排泥ポンプの回転数、送泥水压及び送排泥流量を監視し、十分な運転管理を行わなければならない。

第7節 泥水処理設備工

3-7-1 泥水処理設備

1. 受注者は、掘削土の性状、掘削土量、作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し、泥水処理設備を設けなければならない。
2. 受注者は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。
3. 受注者は、泥水処理設備の管理及び処理にあたり、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。

3-7-2 泥水運搬処理

1. 受注者は、凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。

2. 受注者は、凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は必要最小限にとどめなければならない。
3. 受注者は、泥水処理された土砂を運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
4. 受注者は、余剰水については関係法令に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

第8節 推進水替工

3-8-1 推進水替工

推進水替工については、第2章 管きょ工（開削） 第10節 開削水替工の規定によるものとする。

第9節 補助地盤改良工

3-9-1 補助地盤改良工

補助地盤改良工については、第2章 管きょ工（開削） 第12節 補助地盤改良工の規定によるものとする。

第4章 管きょ工(推進)

第1節 適用

本章は、管きょ工（推進）として各種推進工（刃口推進工、泥水推進工、土圧推進工、泥濃推進工）、立坑内管布設工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者は、使用する下水道用資材が次に掲げる規格に適合するものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート管
JSWAS A-2(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)
 - (2) ガラス繊維鉄筋コンクリート管
JSWAS A-8(下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管)
 - (3) 鋳鉄管
JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイトル鋳鉄管)
 - (4) レンジコンクリート管
JSWAS K-12(下水道推進工法用レンジコンクリート管)
 - (5) 強化プラスチック複合管
JSWAS K-16(下水道内挿用強化プラスチック複合管)
2. 受注者は、推進の施工に使用する材料については、施工前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

第3節 推進工

4-3-1 施工計画

施工計画については、第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-1 施工計画の規定によるものとする。

4-3-2 保管・取扱い

保管・取扱いについては、第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-2 保管・取扱いの規定によるものとする。

4-3-3 クレーン設備

受注者は、クレーン等の設備及び使用にあたっては、関係法令の定めるところに従い適切に行わなければならない。

4-3-4 測量、計測

1. 受注者は、設計図書に示す管底高及び勾配に従って推進管を据え付け、1本据え付けるごとに管底高、注入孔の位置等を確認しなければならない。
2. 受注者は、掘進中常に掘進機の方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。
3. 受注者は、掘進時には設計図書に示した管底高、方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。
4. 受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、管きよの勾配に関して、設計図書等に基づき厳密に施工しなければならない。また、既設部分への接続に対しては、必ず既設マンホールの管底高及びその地盤高の測量を行い、設計図書と照査し、監督職員に報告しなければならない。

4-3-5 運転、掘進管理

運転、掘進管理については、第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-5 運転、掘進管理の規定によるものとする。

4-3-6 管の接合

1. 受注者は、管の接合にあたり、推進方向に対し、カラーを後部にして、押込みカラー形推進管用押輪を用いて、シール材のめくれ等異常について確認しなければならない。
2. 受注者は、管の接合にあたり、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。

4-3-7 滑材注入

滑材注入については、第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-9 滑材注入の規定によるものとする。

4-3-8 沈下測定

受注者は、掘進路線上（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督員に**提出**しなければならない。

4-3-9 変状対策

1. 受注者は、掘進中、切羽面、管外周の空隙、地表面等の状況に注意し、万一の状況変化に対しては十分な対応ができるよう必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、推進作業中に異常を発見した場合には、すみやかに応急措置を講じるとともに、ただちに監督員に**報告**しなければならない。

4-3-10 作業の中断

作業の中断については、**第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-6 作業の中断**の規定によるものとする。

4-3-11 刃口推進工

1. 受注者は、刃口の形式及び構造を、掘削断面、土質条件並びに現場の施工条件を考慮して安全確実な施工ができるものとしなければならない。
2. 受注者は、掘削に際して、刃口を地山に貫入した後、管の先端部周囲の地山を緩めないよう注意して掘進し、先掘りを行ってはならない。

4-3-12 機械推進

1. 受注者は、掘進機について、方向修正用ジャッキを有し外圧や掘削作業に耐え、かつ、堅牢で安全な構造のものを選定しなければならない。
2. 受注者は、切羽に生じる圧力を隔壁で保持し、チャンバー内に充満した掘削土砂を介して地山の土圧及び水圧に抵抗させる機構としなければならない。
3. 受注者は、掘進機に関する諸機能等の詳細図、仕様及び応力計算書を監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知したものでなければならない。
5. 受注者は、掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取り込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。
6. 受注者は、掘進速度について適用土質等の適した範囲を維持し、掘進中はできる限り機械を停止させないよう管理しなければならない。
7. 受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、施工計画書に明記しなければならない。

4-3-13 泥水推進工

1. 受注者は、汚泥式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの支持形式、構造のものとし、掘削土量及び破碎されたレキの大きさに適合した排泥管径のものを選定しなけれ

ばならない。

2. 受注者は、汚泥推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び汚水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。
3. 受注者は、泥水推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧と十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。

4-3-14 土圧推進工

1. 受注者は、土圧式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの支持形式、構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさに適合したスクリーコンベアのものを選定しなければならない。
2. 受注者は、土圧式掘進機のスクリーコンベアは回転数を制御できる機能を有し、地山の土質に適応できるものを選定しなければならない。
3. 受注者は、掘進添加材の注入機構についてチャンバー内圧力、カッターヘッドの回転トルク、掘削土砂の排土状態等の変動に応じて、注入量を可変できる機構であるものを選定しなければならない。
4. 受注者は、工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧と十分把握して、適切な管理土圧を定めて運転しなければならない。
5. 受注者は、掘進中、ジャッキの伸長速度及びスクリーコンベアの回転数操作等により、切羽土圧を適切に管理しなければならない。

4-3-15 泥濃推進工

1. 受注者は、泥濃式掘進機について土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバーカッター、排土バルブ、分級機を有するものを選定しなければならない。
2. 受注者は、泥濃式推進においてチャンバー内の圧力変動をできるだけ少なくするよう、保持圧力の調整や排泥バルブの適切な操作をしなければならない。

4-3-16 発生土処理

発生土処理については、第3章 小口径推進工 第3節 小口径推進工 3-3-15 発生土処理の規定によるものとする。

4-3-17 裏込め

受注者は、裏込注入の施工においては、次に掲げる事項に留意して施工しなければならない。

- (1) 裏込注入材料の選定、配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮し、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 裏込注入工は、推進完了後、すみやかに施工しなければならない。なお、注入材が分管の背面にゆきわたる範囲で、できる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。
- (3) 注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意し、

注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。

(4) 注入完了後すみやかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し監督員に提出しなければならない。

4-3-18 管目地

受注者は、管の継手部に止水を目的として、管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で目地工を行わなければならない。

第4節 立坑内管布設工

立坑内管布設工については、第2章 管きょ工（開削） 第4節 管布設工及び第5節 管基礎工の規定によるものとする。

第5節 仮設備工

4-5-1 坑口

坑口については、第3章 小口径推進工 第5節 仮設備工 3-5-1 坑口の規定によるものとする。

4-5-2 鏡切り

鏡切りについては、第3章 小口径推進工 第5節 仮設備工 3-5-2 鏡切りの規定によるものとする。

4-5-3 クレーン設備組立撤去

1. 受注者は、クレーン設備において立坑内での吊込み、坑外での材料小運搬を効率的に行えるよう、現場条件に適合したクレーンを配置しなければならない。
2. 受注者は、推進管の吊下し及び掘削土砂のダンプへの積込み等を考慮し、必要な吊上げ能力を有するクレーンを選定しなければならない。

4-5-4 刃口及び推進設備

1. 受注者は、推進設備において管の推進抵抗に対して十分な能力と安全な推進機能を有し、土砂搬出、坑内作業等に支障がなく、能率的に推進作業ができるものを選定しなければならない。
2. 受注者は、油圧ジャッキの能力、台数、配置は、一連の管を確実に推進できる推力、管の軸方向支圧強度と口径等を配慮して決定するものとし、油圧ジャッキの伸長速度とストロークは、掘削方式、作業能率等を考慮して決定しなければならない。

4-5-5 推進用機器据付撤去

受注者は、管の推力受部の構造について管の軸方向耐荷力内で安全に推力を伝達できるよう構成するものとし、推力受材（ストラット、スペーサ、押角）の形状寸法は、管の口径、推進ジャッキ設備及び推進台の構造を基に決定しなければならない。

4-5-6 推進機発進用受台

1. 受注者は、発進台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等のないよう安定性には十分配慮しなければならない。
2. 受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、推進台設置にあたっては、正確、堅固な構造としなければならない。

4-5-7 掘進機据付

受注者は、推進先導体の位置、姿勢ならびに管きよ中心線の状態を確認するために必要な測定装置を設置しなければならない。

4-5-8 中押し装置

受注者は、中押し装置のジャッキの両端にはジャッキの繰返し作動による管端部応力の均等化及び衝撃の分散を図るため、クッション材を挿入しなければならない。

なお、長距離推進、カーブ推進の場合は、各ジョイント部においても同様の処置を講じ応力の分散を図らなければならない。

4-5-9 支圧壁

支圧壁については、第3章 小口径推進工 第5節 仮設備工 3-5-4 支圧壁の規定によるものとする。

第6節 通信・換気設備工

4-6-1 通信配線設備

受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各施設間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常事態に備えて警報装置を設けなければならない。

4-6-2 換気設備

受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようにしなければならない。また、ガス検知器等により常に換気状況を確認しなければならない。

第7節 送排泥設備工

4-7-1 送排泥設備

送排泥設備については、第3章 小口径推進工 第6節 送排泥設備工 3-6-1 送排泥設備の規定によるものとする。

第8節 泥水処理設備工

4-8-1 泥水処理設備

泥水処理設備については、第3章 小口径推進工 第7節 泥水処理設備工 3-7-1 泥水処理設備の規定によるものとする。

4-8-2 泥水運搬処理

1. 受注者は、凝集剤については、有害性のない薬品を使用しなければならない。
2. 受注者は、凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は必要最小限にとどめなければならない。
3. 受注者は、泥水処理された土砂を、運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
4. 受注者は、余剰水については、関係法令等に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

第9節 注入設備工

4-9-1 添加材注入設備

受注者は、添加材注入において次に掲げる規定によらなければならない。

- (1) 添加材の配合及び注入設備は、**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 注入の管理は管理フローシートを作成し、注入量計、圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。
- (3) 掘削土の粘性及び状態により、適切なる注入量、注入濃度を定め、掘削速度に応じた量を注入し、切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにしなければならない。

4-9-2 推進水替工

掘削水替工の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第10節 開削水替工**の規定によるものとする。

4-9-3 補助地盤改良工

補助地盤改良工については、**第2章 管きょ工（開削） 第12節 補助地盤改良工**の規定によるものとする。

第5章 管きょ工(シールド)

第1節 適用

本章は、管きょ工（シールド）として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者が使用する下水道材料は、次に掲げる規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- (1) セグメント JSWAS A-3、A-4 (シールド工事用標準セグメント)
JSWAS A-7 (下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント)
 - (2) コンクリート 原則としてレディミクストコンクリートとし、**設計図書**に示す品質のコンクリートを使用しなければならない。
 - (3) 強化プラスチック複合管 JSWAS K-16 (下水道内挿用強化プラスチック複合管)
2. 受注者は、シールド工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

第3節 一次覆工

5-3-1 施工計画

1. 受注者は、シールド工事の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事の開始に当たって、**設計図書**に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び高低を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。

5-3-2 シールド機器製作

1. 受注者は、シールド機的设计製作にあたり、地山の条件、外圧及び掘削能力を十分に考慮し、堅牢で安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能の仕様及び構造計算書等を監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、シールド機について、工場組立時及び現場組立時に、監督員の**検査**を受けなければならない。
3. 受注者は、シールド機の運搬に際しては歪み、その他の損傷を生じないように十分注意しなければならない。
4. 受注者は、現場据付完了後、各部の機能について、十分に点検確認のうえ使用に供しなければならない。

5-3-3 掘進

1. 受注者は、地質に応じて掘進方法、順序等を検討し、十分に安全を確認したうえで、シールド機の掘進を開始しなければならない。
2. 受注者は、シールド機の掘進を開始するにあたり、あらかじめ、その旨、監督員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。
4. 受注者は、掘削の際、肌落ちが生じないように注意し、特に、切羽からの湧水がある場合は、肌落ちの誘発、シールド底部の地盤のゆるみ等を考慮して適切な措置を講じなければならない。

- ない。
5. 受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。
 6. 受注者は、機種、工法及び土質に適した範囲のシールド掘進速度を維持し、掘進中はなるべくシールド機を停止してはならない。
なお、停止する場合は、切羽安定及びシールド機保守のため必要な措置を講じるものとする。
 7. 受注者は、シールド掘進中異常が発生した場合、掘進を中止する等の措置をとり、すみやかに応急措置を講ずるとともに、ただちに監督員に**報告**しなければならない。
 8. 受注者は、掘削に泥水又は添加材を使用する場合、関係法令を遵守し、土質、地下水の状況等を十分考慮して材料及び配合を定めなければならない。
 9. 受注者は、シールド掘進中、埋設物その他構造物に支障を与えないよう施工しなければならない。
 10. 受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力等を記録し監督員に**提出**しなければならない。
 11. 受注者は、シールド掘進路線上（地上）に沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督員に**提出**しなければならない。
 12. 受注者は、シールド掘進中、1日に1回以上坑内の精密測量を行って蛇行及び回転の有無を測定し蛇行等が生じた場合は、すみやかに修正するとともに、その状況を監督員に**報告**しなければならない。

5-3-4 覆工セグメント(製作・保管)

1. 受注者は、セグメントの製作に先立ち、セグメント構造計算書、セグメント製作要領書、製作図及び製作工程表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、運搬時及び荷卸し時は、セグメントが損傷・変形しないように取り扱わなければならない。仮置き時には、セグメントが変形・ひび割れしないように措置するものとし、併せて、継手の防錆等について措置をしなければならない。

5-3-5 覆工セグメント(組立て)

1. 受注者は、1リング掘進するごとに直ちにセグメントを組み立てなければならない。
2. 受注者は、セグメントを所定の形に正しく組み立てるものとし、シールド掘進による狂いが生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、セグメント組立時に十分清掃し、組立てに際しては、セグメントの継手面を互いによく密着させなければならない。
4. 受注者は、セグメントをボルトで締結する際、ボルト孔に目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分締め付け、シールドの掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締め直さなければならない。
5. 受注者は、掘進方向における継手位置が必ず交互になるよう、セグメントを組み立てなければならない。
6. 受注者は、セグメントの継手面にシール材等による防水処理を施さなければならない。

5-3-6 裏込注入

1. 受注者は、シールド掘削によりセグメントと地山の間でできた間隙は、すみやかにベントナイト、セメント等の注入材を圧入するものとし、その配合は監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、注入量、注入圧及びシールドの掘進速度に十分対応できる性能を有する裏込注入設備を用いなければならない。
3. 受注者は、裏込注入中は、注入量、注入圧等の管理を行わなければならない。

5-3-7 発生土処理

1. 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたり、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに周辺及び路上等に散乱しないように留意して発生土処分を行わなければならない。
2. 受注者は、土砂搬出設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。
3. 受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、発注者の**指定**した場所に運搬、処分する。特に**指定**のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土（建設汚泥）については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

第4節 二次覆工

5-4-1 二次覆工

1. 受注者は、二次覆工に先立ち、一次覆工完了部分の縦横断測量を行い、これに基づいて巻厚線を計画し、監督員に**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、型枠について、堅固で容易に移動ができ、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にしなければならない。
3. 受注者は、区画、型枠設置位置、作業サイクル等を記した計画書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々にまで行きわたるように打設するとともに、その締固めは、骨材の分離を起こさないよう行わなければならない。
5. 受注者は、一区画のコンクリートを連続して打設しなければならない。
6. 受注者は、打設したコンクリートが自重及施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならない。
7. 受注者は、強度、耐久性、水密性等の所用の品質を確保するために、打設後の一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないように、覆工コンクリートを、十分養生しなければならない。
8. 受注者は、コンクリート坑内運搬に際しては、材料分離を起こさない適切な方法で行わなければならない。
9. 受注者は、頂部、端部付近に、良好な充填ができるよう、必要に応じあらかじめグラウト

パイプ、空気抜き等を設置しなければならない。

第5節 空伏工

空伏セグメントの施工については、第5章 管きょ工（シールド） 第3節 一次覆工及び第4節 二次覆工の規定によるものとする。

第6節 立坑内管布設工

立坑内管布設工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第4節 管布設工及び第5節 管基礎工の規定によるものとする。

第7節 坑内整備工

1. 受注者は、一次覆工完了後、清掃、止水、軌条整備、仮設備の点検補修等、坑内整備を行わなければならない。
2. 受注者は、覆工コンクリートの打設にあたり、施工部の軌条設備、配管、配線等を撤去後、セグメントの継手ボルトを再度締め直し、付着している不純物を除去し、コンクリートが接する面を水洗いのうえ、溜水を完全に拭きとらなければならない。

第8節 仮設備工（シールド）

5-8-1 立坑

受注者は、立坑の基礎について、土質、上載荷重、諸設備を考慮したうえ決定し、施工について無理のない構造にしなければならない。

5-8-2 坑口

坑口については、第3章 管きょ工（小口径推進） 第5節 仮設備工 3-5-1 坑口の規定によるものとする。

5-8-3 支圧壁

受注者は、立坑の後方土留壁及びシールドの反力受設備は、必要な推力に対して十分強度上耐えられる構造としなければならない。

5-8-4 立坑内作業床

1. 受注者は、シールド作業時に、発進立坑底部に作業床を設置しなければならない。
2. 受注者は、作業床を設けるにあたり、沈下やガタツキが生じないように設置しなければならない。

5-8-5 発進用受台

1. 受注者は、シールド機の据付けに際し、発進立坑底部にシールド機受台を設置しなければならない。
2. 受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、シールド機の自重によって沈下やズレを生じないように、堅固に設置しなければならない。

3. 受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、仮発進時の架台を兼用するため、所定の高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。

5-8-6 後続台車据付

1. 受注者は、シールド掘進に必要な、パワーユニット、運転操作盤、裏込め注入設備は、後続台車に設置しなければならない。
2. 受注者は、後続台車の型式を、シールド径、シールド工事の作業性等を考慮して定めなければならない。
3. 受注者は、蓄電池機関車を使用する場合は、必要に応じて予備蓄電池及び充電器を設置するとともに坑内で充電を行う場合は換気を行わなければならない。

5-8-7 シールド機解体残置

受注者は、シールド機解体残置について、解体内容、作業手順、安全対策等を施工計画書に記入するとともに、解体時には、シールド機の構造及び機能を熟知したものを立ち合わせなければならない。

5-8-8 シールド機仮発進

1. 受注者は、発進時の反力受けを組み立てる際、仮組みセグメント及び型鋼を用いるものとする。また、セグメントに変形等が生じた場合は、当該セグメントを一次覆工に転用してはならない。
2. 受注者は、シールド機の発進にあたり、シールド機の高さ及び方向を確認のうえ開始しなければならない。
3. 受注者は、シールド機が坑口に貫入する際、エントランスパッキンの損傷・反転が生じないように措置しなければならない。
4. 受注者は、仮組みセグメントについて、シールド機の推進力がセグメントで受持てるまで撤去してはならない。
5. 受注者は、初期掘進延長を、後方設備の延長及びシールド工事の作業性を考慮して定めなければならない。
6. 受注者は、初期掘進における、切羽の安定について検討するものとし、検討の結果、地盤改良等の初期掘進防護が必要となる場合は、**施工計画書**を作成し監督員と**協議**しなければならない。

5-8-9 鏡切り

鏡切りについては、**第3章 管きょ工（小口径推進） 第5節 仮設備工 3-5-2 鏡切りの規定**によるものとする。

5-8-10 軌条設備

1. 受注者は、軌道方式による運搬は、車両の逸走防止、制動装置及び運転に必要な安全装置、連結器の離脱防止装置、暴走停止装置、運転者席の安全を確保する設備、安全通路、回避場所、信号装置等それぞれ必要な設備を設けなければならない。

2. 受注者は、運転にあたり、坑内運転速度の制限、車両の留置時の安全確保、信号表示、合図方法の周知徹底等により運転の安全を図らなければならない。
3. 受注者は、単線または複線を採用するにあたり、シールド径及びシールド工事の作業性、並びに各種設備の配置等を考慮して定めなければならない。

第9節 坑内設備工

受注者は、給水及び排水設備並びに配管設備について次の規定によらなければならない。

5-9-1 配管設備

1. 坑内には、シールド工事に必要な給・排水設備並びに各種の配管設備を設置するものとする。
2. 給水及び排水設備は、必要な給水量及び排水量が確保できる能力を有するものとする。なお、排水設備は、切羽からの出水等に対応できるよう計画するものとする。
3. 給水及び排水設備の配管は、施工条件に適合するように、管径及び設備長さを定めるものとする。
4. 配管設備は、作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置するものとする。
なお、管の接合作業の前に、バルブ等の閉鎖を確認するものとする。

5-9-2 換気設備

受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようにしなければならない。

5-9-3 通信配線設備

1. 受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各設備間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常事態に備えて警報装置を設けなければならない。
2. 受注者は、トンネル工事における可燃性ガス対策（建設省大臣官房技術参事官通達昭和53年7月）及び工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について（建設省大臣官房技術参事官通達昭和54年10月）に準拠して災害の防止に努めなければならない。

5-9-4 スチールフォーム設備

受注者は、覆工コンクリートに使用する型枠を原則としてスチールフォームとし、その形状、寸法及び支保工は**施工計画書**に記載しなければならない。

第10節 立坑設備工

5-10-1 立坑設備

1. 受注者は、立坑設備について次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。
 - (2) 昇降設備は鋼製の仮設階段を標準とし、関係法令を遵守して設置するものとする。
 - (3) 土砂搬出設備は、最大日進量に対して余裕のある設備容量とする。
 - (4) 立坑周囲及び地上施設物の出入口以外には、防護柵等を設置するとともに保安灯、

夜間照明設備等を完備し、保安要員を配置するなどの事故防止に努めなければならない。

- (5) 工事施工に伴い発生する騒音、振動等を防止するため、防音、防振の対策を講じるものとする。

5-10-2 電力設備

1. 受注者は、電力設備について次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 電力設備は、電気設備技術基準及び労働安全衛生規則等に基づいて設置及び維持管理しなければならない。
 - (2) 高圧の設備はキュービクル型機器等を使用し、電線路には絶縁電線又は絶縁ケーブルを使用して、すべての通電部分は露出することを避けなければならない。
 - (3) 坑内電気設備は、坑内で使用する設備能力を把握し、トンネル延長等を考慮して、必要にして十分な設備を施さなければならない。
 - (4) 電力設備を選定する場合は、感電防止の設備を有し、耐水防水型のものとしなければならない。

第11節 圧気設備工

1. 受注者は、施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し圧気工法作業開始届を提出し、その写しを監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工中に次に掲げる事項を監督員に**報告**しなければならない。
 - (1) 酸素欠乏危険作業主任者並び調査員届
 - (2) 酸素濃度測定事前調査の報告
 - (3) 酸素欠乏防止に伴う土質調査報告
 - (4) 酸素濃度測定月報
3. 受注者は、酸素欠乏の事態が発生した場合には、ただちに応急処置を講ずるとともに、関係機関に緊急連絡を行い**指示**に従わなければならない。
4. 受注者は、地上への漏気噴出を防止するため、監督員との**協議**により事前に路線付近の井戸、横穴、地質調査、ボーリング孔等の調査を詳細に行わなければならない。
5. 受注者は、圧気内での火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。
6. 受注者は、送気中は坑内監視人をおき送気異常の有無を確認し、かつ停電による送気中断の対策を常に講じておかななければならない。
7. 受注者は、圧気を土質並びに湧水の状況に応じて調整するとともに漏気の有無については常時監視し、絶対に墳発を起こさせないようにしなければならない。
8. 受注者は、圧気設備について、トンネルの大きさ、土かぶり、地質、ロックの開閉、送気管の摩擦、作業環境等に応じ必要空気量を常時充足できるものを設置しなくてはならない。
9. 受注者は、コンプレッサー及びブロワ等の配置について、防音・防振に留意しなければならない。
10. 受注者は、ロック設備について、所定の気圧に耐える気密機構で、信号設備、監視窓、警報設備、照明設備を備えなければならない。また、マテリアルロック、マンロック、非常

ロックは可能な限り別々に設けるものとする。

第12節 送排泥設備工

送排泥設備工については、第3章 管きょ工(小口径推進) 第6節 送排泥設備工 3-6-1 送排泥設備の規定によるものとする。

第13節 泥水処理設備工

5-13-1 泥水処理設備

泥水処理設備については、第3章 小口径推進工 第7節 泥水処理設備工 3-7-1 泥水処理設備の規定によるものとする。

5-13-2 泥水運搬処理

泥水処理設備については、第3章 小口径推進工 第7節 泥水処理設備工 3-7-2 泥水運搬処理の規定によるものとする。

第14節 注入設備工

注入設備工については、第4章 管きょ工(推進) 第7節 泥水処理設備工 4-9-1 添加材注入設備の規定によるものとする。

第15節 シールド水替工

シールド水替工の施工については、第2章 管きょ工(開削) 第10節 開削水替工の規定によるものとする。

第16節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第2章 管きょ工(開削) 第12節 補助地盤改良工の規定によるものとする。

第6章 マンホール工

第1節 適用

本章は、マンホール工として標準マンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について適用するものとする

第2節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料は、次に掲げる規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。
 - (1) 標準マンホール側塊 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
 - (2) 足掛金物 設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。
 - (3) 鋳鉄製マンホール蓋 JSWAS G-4 (下水道用鋳鉄製マンホールふた)

- (4) 組立マンホール 設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。
- (5) 小型マンホール JSWAS K-9 (下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール)
JSWAS K-10 (下水道用レジンコンクリート製マンホール)
JSWAS A-10 (下水道用コンクリート製小型マンホール)
JSWAS G-3 (下水道用鋳鉄製防護ふた)

2. 受注者は、マンホール工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第3節 標準マンホール工

6-3-1 標準マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項を基に、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、管の取付けについて、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) マンホールに取り付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。
 - (2) マンホールに取り付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - (3) マンホールに取り付ける管の管底高は、**設計図書**に示すものを基準とし、マンホール位置を変更したときは、修正しなければならない。
 - (4) 管体とマンホール壁体部分は、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
4. 受注者は、現場で施工するコンクリート、接合目地モルタル、インバート仕上げモルタル等の品質管理、施工管理に十分留意して堅固な構造物に仕上げなければならない。
5. 受注者は、インバートの施工について、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) インバートの施工は、管取付け部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを**確認**した後、行わなければならない。
 - (2) インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。
6. 受注者は、足掛金物の取付けについては、正確かつ堅固に取り付けるものとし、所定の埋込長を確保するとともに、ゆるみを生じないようにしなければならない。
7. 受注者は、マンホール側塊の据付けについては、以下の規定によらなければならない。
 - (1) マンホール側塊は、躯体コンクリートが硬化した後、内面を一致させ垂直に据え付けなければならない。
 - (2) 各側塊の間には、目地モルタルを敷均した後、各側塊を据え付け、漏水等が生じないように、さらに内外両面より目地仕上げを行い、水密に仕上げなければならない。
 - (3) マンホール蓋の高さの調整は、調整コンクリートブロック、現場打コンクリート及び無収縮モルタルで行うことを原則とする。

(4) モルタルの使用箇所は、さらに内外面より仕上げを行わなければならない。

6-3-2 副管

1. 受注者は、副管の設置については、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 副管の取付けにあたり、本管の削孔は、クラックが入らぬよう丁寧に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。
 - (2) 副管の本管への接合は、管端が突出しないよう注意しなければならない。
 - (3) 副管の設置は鉛直に行わなければならない。

第4節 組立マンホール工

6-4-1 組立マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項を基に、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、組立マンホールの据付けにあたり、部材間が密着するよう施工しなければならない。
4. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据え付け、内面を一致させ垂直に据え付けなければならない。また、据付け前にブロック相互の接続面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。
5. 受注者は、マンホール蓋の高さの調整にあたり、調整リング、調整金具等で行い、調整部のモルタルは、十分充填しなければならない。
6. 受注者は組立マンホールの穿孔について、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 穿孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するよう定めなければならない。
 - (2) 穿孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。
 - (3) 穿孔部相互及び穿孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規格によらなければならない。
 - (4) 穿孔は、原則として製造工場で行わなければならない。なお、これにより難い場合は監督員と**協議**しなければならない。
 - (5) 多孔の穿孔を行う場合、近接して穿孔を行う場合、割込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。
7. 管の取付けについては、**第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-1 標準マンホール工の3.**の規定によるものとする。
8. インバートの施工については、**第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-1 標準マンホール工の5.**の規定によるものとする。

6-4-2 副管

副管の設置については、第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-2 副官の規定によるものとする。

第5節 小型マンホール工

6-5-1 小型マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項を基に、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の承諾を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたり、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 基礎工は、マンホール本体に歪みや沈下が生じないように施工しなければならない。
 - (2) 据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮して施工しなければならない。
 - (3) インバート部と立上り部及び本管との接合にあたっては、第2章 管きよ工（開削）第4節 管布設工 2-4-4 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管の布設に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。
 - (4) 鉄蓋及び台座の据付けにあたっては、鉄蓋と立上り部の中心線を合わせ、沈下が生じないように台座及び周辺を入念に締め固めなければならない。
4. 受注者は、小型レジンマンホール及び小型コンクリートマンホールの据付けにあたっては、第6章 マンホール工 第4節 組立マンホール 6-4-1 組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。

第7章 特殊マンホール工

第1節 適用

本章は、特殊マンホール工として管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者は、本体築造工に使用する材料が、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、第2編 材料編 第2章 土木工事材料に示す規格に適合したもの、次に掲げる規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

【鋼材】

(1) 鋼管

JIS G 3443（水道用塗覆装鋼管）

JIS G 3451 (水道用塗覆装異形管)

(2) 鋳鉄管

使用条件によって管種(管圧)を決定するものとする。

JSWAS G-1 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)

JSWAS G-2 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)

JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)

JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)

(3) ステンレス材及びアルミ材

JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)

JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)

JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板)

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板)

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

【セメントコンクリート製品】

JIS A 5335 (プレテンション方式遠心力コンクリート杭)

JIS A 5336 (ポストテンション方式遠心力コンクリート杭)

【止水板】

JIS A 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

2. 受注者は、施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

第3節 管路土工

管路土工の施工については、第2章 管きょ工(開削) 第3節 管路土工の規定によるものとする。

第4節 躯体工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項を基に、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きょの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工について、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充填材を加え)締め固めながら仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、床付基面に予期しない不良土質が現れた場合、または、載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。
4. 均しコンクリートの施工については、第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3

節レディーミクストコンクリートの規定によるものとする。

5. 型枠及び支保工の施工については、第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第8節 型枠・支保の規定によるものとする。
6. 足場工の施工について、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、足場設備、防護設備及び登り栈橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
 - (2) 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないように関係法令に基づき、手摺りなどの防護工を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、板張防護、シート張り防護及びワイヤーブリッジ防護の施工にあたり、歩道あるいは供用道路上等に足場設備を設置する場合には、交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。
 - (4) 受注者は、シート張り防護の施工にあたり、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。
 - (5) 工事用エレベータの設置に際して、受注者は、その最大載荷荷重について検討のうえ設備を設置し、設定した最大載荷荷重については作業員に周知させなければならない。
7. 鉄筋の施工については、第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第7節 鉄筋工の規定によらなければならない。
8. 足掛金物の施工については、第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-1 標準マンホール工 6. の規定によらなければならない。
9. 副管の施工については、第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-2 副管の規定によらなければならない。
10. マンホール上部ブロックの施工については、第6章 マンホール工 第3節 標準マンホール工 6-3-1 標準マンホール工 7. 及び第4節 組立マンホール工 6-4-1 組立マンホール工 3. 4. 及び5. の規定によるものとする。
11. コンクリート防食被覆の施工については、設計図書によるほか、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 防食被覆を対象とするコンクリートは、所要の強度、耐久性、水密性を有し、有害な欠陥がなく、素地調整層の密着性にすぐれていなければならない。
 - (2) 原則として、素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料、型枠はく離材、コンクリート混和剤、塗膜養生剤等は用いてはならない。
 - (3) 防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどの躯体欠陥部は、監督員の承諾を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。
 - (4) 対象コンクリートは前処理として、セパレータ、直接埋設管、箱抜き埋設管、タラップ及び取付金具廻りなどは、あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。
 - (5) 防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス、硬化不良、強度の著しく小さい箇所、油、汚れ、型枠剥離剤及び異物を除去した後、入隅部、出隅部は、滑らかな曲線に仕上げた後、対象コンクリート表面全体をサンドブラスト、ウォータージェット、電気サンダー等で物理的に除去しなければならない。
 - (6) 表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目

的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。

- (7) 防食被覆工は、所定の材料を仕様に従って塗布し、ピンホールが生じないように、また層厚が均一になるように仕上げなければならない。
- (8) 防食被覆層の施工終了後、防食被覆層が使用に耐える状態になるまで損傷を受けることがないように適切な養生をしなければならない。
- (9) 受注者は、コンクリート及び防食被覆材料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し、監督員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。
また、施工箇所の気温が5℃以下、または素地面が結露している場合には施工してはならない。
- (11) 素地調整材、防食被覆材料並びにプライマー類には、可燃性の有機溶剤や人体に有害なものが含まれるので、関連法規に従って換気や火気に注意し、照明、足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

第5節 土留工

土留工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第7節 管路土留工及び第11章立坑工の規定によるものとする。

第6節 路面覆工

路面覆工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第9節 管路路面覆工の規定によるものとする。

第7節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第12節 補助地盤改良工の規定によるものとする。

第8節 開削水替工

開削水替工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第10節 開削水替工の規定によるものとする。

第9節 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第11節 地下水位低下工の規定によるものとする。

第8章 取付管及びます

第1節 適用

本章は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削

水替工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料が、次に掲げる規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。
 - (1) プラスチック製ます JSWAS K-7 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)
JSWAS K-8 (下水道用ポリプロピレン製ます)
 - (2) コンクリート製ます 設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。
 - (3) コンクリートふた JIS A 5506 (下水道用マンホール)
JIS A 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
 - (4) 鉄ふた JIS A 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
JSWAS G-3 (下水道用鋳鉄製防護ふた)
JSWAS G-4 (下水道用鋳鉄製マンホールふた)
2. 受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

第3節 管路土工

管路土工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第3節 管路土工の規定によるものとする。

第4節 ます設置工

1. 受注者は、ますの設置位置について、土地所有者の承諾を受け監督員に報告をしなければならない。
2. 受注者は、ます設置工の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、日向市下水道条例 第4条の2 第1項 第3号「排水管の内径」及び日向市下水道条例施行規程 第5条 第1項 第6号「排水管の土かぶり」及び 第9号「排水管の勾配」の規定を遵守しなければならない。

第5節 取付管布設工

8-5-1 取付管

1. 受注者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し、取付管は、雨水及び汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めて、かつ漏水がしないように設置しなければならない。
2. 受注者は、地下埋設物等の都合により設計図書で示す構造をとり難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。

4. 受注者は、取付管とますとの接続は、取付管の管端をますの内面に一致させ、突き出してはならない。なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填し、丁寧に仕上げなければならない。
5. 受注者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

8-5-2 取付管(推進)

1. 受注者は、取付管（推進）の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、取付管（推進）の施工については、**第3章 管きょ工（小口径推進）**の規定によるものとする。

第6節 管路土留工

管路土留工の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第7節 管路土留工**の規定によるものとする。

第7節 開削水替工

開削水替工の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第10節 開削水替工**の規定によるものとする。

第9章 地盤改良工

第1節 適用

本章は、地盤改良工として固結工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

受注者は、地盤改良工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第3節 固結工

固結工の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第12節 補助地盤改良工**の規定によるものとする。

第10章 付帯工

第1節 適用

本章は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

受注者は、付帯工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

第3節 舗装撤去工

1. 受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理をしなければならない。
2. 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について、すみやかに監督員と協議しなければならない。

第4節 管路土工

管路土工の施工については、第2章 管きょ工（開削）第3節 管路土工の規定によるものとする。

第5節 舗装復旧工

1. 受注者は、舗装復旧工の施工にあたり、第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工の規定による。

10-5-1 下層・上層路盤

1. 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締め固めなければならない。
2. 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。
3. 均一な支持力が得られるよう路盤を締め固めなければならない。

10-5-2 基層・表層

1. 受注者は、基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
2. 受注者は、路面復旧完了後、すみやかに既設の区画線及び道路標識等を原形に復旧しなければならない。

第6節 道路付属物撤去工

1. 受注者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

2. 受注者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合に、その措置について監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
4. 受注者は、側溝・街渠・集水桝・マンホールの撤去に際して、切回し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。

第7節 道路付属物復旧工

1. 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は、すみやかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。

第8節 殻運搬処理工

1. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに集計し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提示しなければならない。
2. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

第11章 立坑工

第1節 適用

本章は、立坑工として、管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（コンクリート壁）、地中連続壁工（ソイル壁）、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 材料

受注者は、立坑工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

第3節 管路土工

管路土工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第3節 管路土工の規定によるものとする。

第4節 土留工

1. 受注者は、土留工の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第7節 管路土留工**の規定によるものにほか、次に掲げる規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに地下埋設物の状況を観察し、また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。
 - (3) 受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みに先行し、溝堀り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
 - (4) 受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。
 - (5) 受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。
 - (6) 受注者は、鋼矢板引抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。
 - (7) 受注者は、ウォータージェットを用いてH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。
 - (8) 受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。
 - (9) 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。
 - (10) 受注者は、タイロッド・腹起あるいは切梁・腹起しの取付けにあたっては、各部材が一樣に働くように締め付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起等の撤去を行わなければならない。
 - (11) 受注者は、掘削中、腹起・切梁等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。
 - (12) 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取外しの時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。
 - (13) 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。
 - (14) 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保した上で作業を行わなければならない。

第5節 ライナープレート式土留工及び土工

11-5-1 ライナープレート式土留工及び土工

1. 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討のうえ、十分に安全なものを選定し、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、

土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。

3. 受注者は、ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。

11-5-2 ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留

1. 受注者は、ライナープレート土留掘削にあたっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを**確認**し順次掘り下げていかねばならない。また、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。
2. 受注者は、掘削を1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために、すみやかにライナープレートを設置しなければならない。
3. 受注者は、1リング組立て完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を**確認**し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。
4. 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継ぎ目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留め背面と掘削壁との間にエアームタル等で間隙が生じないようにグラウト注入し固定しなければならない。
5. 受注者は、補強リングを用いる場合は、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組み立て、その後、下段のライナープレートを組み立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。

11-5-3 ライナープレート埋戻

受注者は、ライナープレートの埋戻の施工については、**第2章 管きょ工（開削） 第3節 管路土工**の規定によるものとする。

11-5-4 ライナープレート支保

受注者は、小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。

11-5-5 ライナープレート存置

受注者は、ライナープレート埋戻において、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取り外すこととし、その処置・方法については監督員と協議しなければならない。

11-5-6 安全対策

受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

第6節 鋼製ケーシング式土留工及び土工

11-6-1 鋼製ケーシング式土留工

1. 受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、

地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討のうえ、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

2. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、使用する土圧、上載荷重等を十分検討し、施工しなければならない
3. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を**確認**しなければならない。
4. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出のないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取り除かなければならない。
5. 受注者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離を起こさないように丁寧な施工を行わなければならない。

11-6-2 安全対策

受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

第7節 地中連続壁工(コンクリート壁)

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。

11-7-1 作業床、軌条

受注者は、作業床及び軌条の施工にあたっては、路盤状況によっては碎石路盤を設けるなど、作業床及び軌条を堅固なものとしなければならない。

11-7-2 ガイドウォール

受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

11-7-3 連壁掘削

受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。

11-7-4 連壁鉄筋

1. 受注者は、連壁鉄筋の組立てに際して、運搬、建込み時に変形が生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合に、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。

11-7-5 連壁継手

受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。

11-7-6 連壁コンクリート

1. 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。
2. 受注者は、打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、50cm以上高く打込む等の対応をしなければならない。

11-7-7 プラント・機械組立解体

受注者は、安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。

11-7-8 アンカー

受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

11-7-9 切梁・腹起し

受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一体として働くように締め付けを行わなければならない。

11-7-10 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

11-7-11 廃液処理・泥土処理

受注者は、廃液及び泥土処分をする場合、関係法令等に従い処分しなければならない。

11-7-12 コンクリート構造物取壊し

受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

第8節 地中連続壁工(ソイル壁)

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない

11-8-1 作業床

受注者は、作業床の施工にあたり、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。

11-8-2 ガイドトレンチ

受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

11-8-3 ソイル壁

1. 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び削孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。
2. 受注者は、オーバラップ配置の場合には、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに削孔しなければならない。
3. 受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。
4. 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。

11-8-4 プラント・機械組立解体

プラントの施工については、11-7-7 プラント・機械組立解体の規定によるものとする。

11-8-5 アンカー

アンカーの施工については、11-7-8 アンカーの規定によるものとする。

11-8-6 切梁・腹起

切梁・腹起しの施工については、11-7-9 切梁・腹起しの規定によるものとする。

11-8-7 殻運搬処理

殻運搬処理の施工については、11-7-10 殻運搬処理の規定によるものとする。

11-8-8 泥土処理

泥土処理の施工については、11-7-11 廃液処理・泥土処理の規定によるものとする。

11-8-9 コンクリート構造物取壊し

コンクリート構造物取壊しについては、11-7-12 コンクリート構造物取壊しの規定によるものとする。

第9節 路面覆工

路面覆工の施工については、第2章 管きょ工（開削） 第9節 管路路面覆工の規定によるものとする。

第10節 立坑設備工

受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、安全带、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

第 11 節 埋設物防護工

埋設物防護工の施工については、第 2 章 管きょ工（開削） 第 8 節 埋設物防護工の規定によらなければならない。

第 12 節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第 2 章 管きょ工（開削） 第 12 節 補助地盤改良工の規定によるものとする。

第 13 節 立坑水替工

立坑水替工の施工については、第 2 章 管きょ工（開削） 第 10 節 開削水替工の規定によるものとする。

第 14 節 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、第 2 章 管きょ工（開削） 第 11 節 地下水位低下工の規定によるものとする。

第12編 建築編

第1章 適用

第1節 適用

1. 本章は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他これらに類する工事について適用するものとする。
2. 本章に定めのない事項については、第1編共通編の規程によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次に掲げる基準によらなければならない。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
建築物解体工事共通仕様書	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
敷地調査共通仕様書	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
建築工事標準詳細図	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省官庁営繕部監修（令和4年版）

附則

この仕様書は令和4年 9月 1日から施行する。